

第百五十四回国会 参議院 財政金融委員会 會議録 第五号

平成十四年三月十九日(火曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山下八洲夫君

理事 入澤 肇君

林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

金田 勝年君

鴻池 祥肇君

清水 達雄君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

山下 英利君

大塚 耕平君

勝木 健司君

櫻井 充君

峰崎 直樹君

浜田卓二郎君

池田 幹幸君

大門実紀史君

平野 達男君

大淵 絹子君

国務大臣

財務大臣 塩川正十郎君

国務大臣 柳澤 伯夫君

(金融担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣 松下 忠洋君

内閣府副大臣 村田 吉隆君  
財務副大臣 尾辻 秀久君

大臣政務官 厚生労働大臣政務官 田村 憲久君  
国土交通大臣政務官 森下 博之君

事務局側 常任委員会専門員 石田 祐幸君

政府参考人 内閣府政策統括官 小平 信因君  
警察庁長官官房審議官事務取扱等監視委員会事務局局長 渡辺 達郎君

参考人 日本銀行理事 増淵 稔君  
日本銀行理事 三谷 隆博君  
預金保険機構理事長 松田 昇君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(財政政策等の基本施策に関する件)

(金融行政に関する件)

○平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官小平信因君、警察庁長官官房審議官事務取扱中村正則君及び金融庁証券取引等監視委員会事務局局長渡辺達郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事増淵稔君、日本銀行理事三谷隆博君及び預金保険機構理事長松田昇君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 おはようございます。自民党の中島啓雄でございます。今日は早朝から塩川大臣、柳澤大臣始め、関係の皆様にご出席をいただきましてありがとうございます。

まず、九〇年代以降の経済対策の効果というう

うなことにについて少し質問させていただきたいと思ひます。

三月十四日の月例の経済報告では、依然厳しい状況にあるが、一部に下げ止まりの兆しも見られるといううなことで、若干、景気の底入れといううか、好転の兆しが見えたということかと思ひますが、株価の方も多少上がっておりまして、昨日は下がりましたけれども、また今日は一万一千七百円前後といううなことで、この辺で底入れになることを望みたいとは思ひますけれども、経済成長率ということからいえば相変わらずマイナスといううなことで、案外は決して許されないと。そこで出てくる話が、常に景気対策として財政出動ということが出てくると思うんですが、どうもここ十年間ぐらいの財政出動というのはどうも余り効いていないんじゃないかという気がしております。その辺について、若干、数字も含めてお答えをいただければと思ひますが。

まず内閣府に、経済対策、九〇年に入ってから、二年八月の総合経済対策から、数え方にもよりますが、十一回行われていると思ひますが、この辺の事業規模はどのぐらいの規模だったか、お答えいただければと思ひます。

○政府参考人(小平信因君) 一九九〇年以降の経済対策の事業規模の合計額につきましては、今お話のございました九二年八月の総合経済対策から昨年十二月の緊急対応プログラムまでの経済対策の事業規模を単純に合計をいたしますと、約百四十兆円であるというふうにご認識しております。

○中島啓雄君 続いて、補正予算の規模、それから減税の規模といったようなことも、分かりましたら教えていただきたいと思います。これは財務省の方。

○国務大臣(塩川正十郎君) 補正の規模は四十二兆円で、約四十二兆円でございます。減税の規

模は十八兆六千億、約十九兆円という規模になっております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

その間のGDPの動きといったものを、一九九〇年は四百五十一兆円、名目でですね、と思いがすが、ちょっとその辺の推移を教えてください。ばと思いがすが、これ、内閣府の方。

○国務大臣(塩川正太郎君) GDPは、ちょうど一九九二年当時で見ますと四百八十三兆円となっておりまして、それが二〇〇〇年になりますと、二〇〇一年でございまして、なりますと五百一兆円と、こうなっております。その間に約五十兆円増えているということになります。

○中島啓雄君 今お答えがありましたように、経済対策の規模は大体百四十兆円規模だと。これはグロスの話ですから、真水は四十二兆といいますが、減税も入れると約六十兆ということになるかと思いがします。

その間のGDP、一九九〇年をベースにしますと大体五十兆円ぐらいしか増えていないということとで、経済対策の真水よりも、どうもGDPの伸びの方が少ないというようにならなわけですが、なぜこのような状況で、なかなか経済対策が効かなかったのか。

内閣府というか、昔の経済企画庁の乗数効果の計算では、名目で一・三一とか、実質で一・二二というような数字もあるわけでございますけれども、なかなかそこが現実合っていない理由について少しお聞かせいただければと思いがしますが、これは内閣府と財務省とどちら、じゃ、内閣府から最初。

○政府参考人(小平信因君) 今の御指摘の経済対策の効果でございますけれども、私もどなたもいたしましては、今、先生御指摘ございましたとおり事業規模は正にグロスでございますので、その中で実際にGDPに直接影響を与えるいわゆる真水との関係で議論する必要があるというふうに思いがすけれども、いずれにいたしましても、九〇年代、大変民間需要が弱くかつ落ち込んだりいたし

ておりましたので、それを相殺するという形で、景気がどんどんスパイラル的に落ちていくということを防ぐという意味で、スパイラル的な下降を防止するという意味では効果があつたのではないかとこのように認識をいたしております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

下支えの効果はあつたということであるかと思いがすが、やはりなかなか効かなかつたということだと思いがします。

で、やっぱり今後に対する教訓というのは、正に今、小泉内閣が申しておられますように、構造改革によって、やっぱり効率的な予算の使い方、特に公共投資等については効率を重視をしていくという仕組みが必要なんだろうと思いがします。

で、その効率化に資するための道具というのを、やっぱりきちっと仕組み作りをしていかなきゃいけないんじゃないかということとでございまして、本年の四月から政策評価法が施行をされて、政府のプロジェクトについて政策評価をやるということになっておりますが、特に公共投資についてはやはり定量的に評価をして、それで横並びをして効果の高いものからやると、コスト・ベネフィット・アナリシスという手法があると思いがします。

で、これが万端ではありませぬけれども、そういったことについて財務省が予算査定のも道具としてどういうふうに使おうと思いがされるのか、その辺、お聞かせいただければと思いがします。

○副大臣(尾辻秀久君) 昨年の秋の国会でも同趣旨の御質問をいただきました。そのときもお答えしたのでありますけれども、御指摘のとおり、効果的、効率的な予算編成を行うためには政策評価を予算編成過程で活用することは重要なことであると考へております。

そこで、平成十四年度概算要求においてでございますけれども、いわゆる重点七分野の要望につきまして、費用対効果分析に加え、民間需要創出効果及び雇用創出効果に関する分析の提出を各省庁に求めまして、これらの分析を参考にしつつ、

予算編成を行うよう努めたところでございます。公共事業の方の例ではございませぬけれども、そして今、先生お話しのように定量的な分析が行われているものというのはいまだに少なからずあつたのでありますけれども、例えて申し上げますと、今申し上げたように御指摘の公共事業の分野じゃありませんけれども、スクールカウンセラー活用事業といったようなことなどで、今各省庁から出されたものを活用したつもりでございまして。

今後とも、こうした政策評価の活用により、予算の重点化、効率化を図り、経済効果の高い予算の編成に努めてまいります所存でございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

財務省の予算関係のホームページにも、各省庁から提出された政策評価の資料を活用していくということとでございませぬけれども、まだ「定量的分析等については、予算編成過程で活用出来たものもあつたが、アウトカムベースの達成効果の指標となるものが少なく、今後の課題として認識」というようなことと正直なお話か書いてあると思いがすが、是非今後の課題としてこの辺、予算にも政策評価というものを有効に活用していくようにお考えをいただければ有り難いと思いがします。

では次に、デフレ対策について少し伺わさせていただきます。

二月の二十七日に早急に取り組むべきデフレ対策というのが出されました。その冒頭には不良債権処理の促進ということが書いてあるわけで、それはそのとおりであろうと思いがすが、むしろ私、デフレが不良債権を増加させているのであつて、不良債権がデフレの原因ではない、逆ではないかというふうに考へておりますけれども、その議論はさておきまして、中期展望なりあるいは柳澤大臣のいろいろなお話の中でも、今後二、三年以内に確実に不良債権を集中処理をして、遅くとも三年後には正常化するということを繰り返して述べておられます。

ところが、現実には、例えば都長銀十七行のり

スク債権の実績で見ますと、平成十三年三月は十九・三兆円、それが平成十三年九月期には二十一・八兆円というふうなことで、数字的には若干増えておるようなことになっておるわけでありまして、大手行の三ヶ月決算の見込みでは、六兆二千億強の不良債権処理をするということが新聞発表されておりますけれども、業務純益で見れば四兆円弱ぐらいのところでしょうから、結局二兆円ぐらいは赤字のままということとで、なかなか不良債権処理の道のりというのは平たんではないと思いがすが、今三ヶ月の処理も含めて最近の状況についてお聞かせをいただければ有り難いと思いがします。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 中島委員の御指摘は、大体そういう計数を私も発表させていただいておりまして、御指摘のとおりと申し上げるわけでございます。

ただ、残高の問題と処分損の問題というのがとても複雑で、処分損というのは、これ償却の部分と引き当てる部分とがあるわけでございます。処理が引き当てである限りにおいては残高は減らないわけでございます。処分損の金額と残高の減というものがストレートには対応していないということとでございまして。

そこで、いつもこの論議が紛糾というか、なかなか整理しにくい面があるわけですが、私どもとしては、不良債権の処理ということをやればバランスシートから切り離すということをやに考えるべきじゃないかということとで、残高を一つ指標として採用して、その残高と全般的貸出しの残高とを比較してその比率でもって正常化というものを考へていきたい、こういうふうに考へておるわけでございます。

そういうことで申しますと、三ヶ月のことはまだ、その時期もまだ走っている最中です。当然決算はできておらないわけで、何かこう予断的なことが言える段階ではございませぬ。ただ、全体として言いますと、どういふことがあるかという

と、一つは要管理債権、不良債権の仲間に入る入

それからもう一つは、御案内の特別検査の影響でございますけれども、これによっても、大体において、何というか、不良債権の中の下の方ランクへの下降ということも多いわけですが、中には要注意とかいうところからおつてくるものもあるということで、その辺りをかなり今度は厳しく検査をさせていただいたものですから、そういう意味合いで残高が増えるということがあるわけでございます。

しかし、そこでまた残高が増えたから、それじゃ不良債権の処理が進んでいないかというところ、メルクマールは一応そうしてありますけれども、引き当てということについては言え、きちっと引き当てが行われる、厳しい債務者区分の下で引き当てが行われますものですから、健全性ということについて何かそこに問題が生じているかということではない。何かぐるぐる回るような議論、大変恐縮ですが、そういうことでございますので御理解を賜りたいと思います。

○中島啓雄君　　ありがとうございました。

いよいよ四月からペイオフの解禁ということになりますので、大臣はかねてから四月一日には金融機関はすべて健全で信頼されるようなものになければならないと、こう言っておられました、三月十五日の記者会見でも、大体その体制は整ったというようなことを言われておったかと思いますが、その辺の、ペイオフに向けて本当に健全で信頼されるものになったと、こう見てよろしいのかどうか聞かせただければというふうに思います。

○中島啓雄君　　ありがとうございました。

ペイオフ解禁を無事に乗り越えたとしても、まだまだ銀行の自己資本というのは必ずしも安定したものでない可能性もあるということで、やはり金融機関がどうしてもリスク回避行動、自己の健全性の維持ばかりを頭に置いてやりますと、貸し渋りというようなことで経済が回復しない、こういうことでございますから、当然、公的資本を注入したらどうかというような議論が出てくるわけでございますが。

そこで、日銀と金融庁にお尋ねしたいと思いますが、日銀の方では、昨日の予算委員会でも速水総裁が早めに注入した方がいいんじゃないかというような趣旨の御発言をされたようでございますし、政府側は必ずしも今そこまで切迫した事態ではないというような御認識のようですが、公的な資本の注入論についてどういうふうに考えておるか。

また、強制注入論というのがございますが、これは、自由主義経済の中でよほど緊急な事態が起これない限りは強制注入というのはいかなるもの

○参考人(三谷隆博君) 　お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、日本の金融システムに対する内外の市場の見方というのは相変わらず厳しいというのが現状でございますし、その背景には不良債権問題があり、これを解決していくのが最大の課題ということも現実であろうと思います。

その不良債権の問題でございますが、私どもの考え方を申し上げますと、景気の低迷とか経済の構造変化が進む中で既存の不良債権の劣化若しくは新たな不良債権の発生ということが続いているのが実情でございます。そうしたものに對して適正に対処していくためには、今後、自己資本が毀損する事態も当然念頭に置いておく必要はあるんだらうと思います。

また、このほか、銀行は御承知のとおり多額の株式を持っておりますので、今ちょっと小康状態でありますけれども、株価の動向によっては資本の充実等について大きな問題が生ずることもございます。当然そういう場合には自分で増資をするということも考えられるわけでありますけれども、金融機関の株式の価格の動向いかんによってはそれも難しいというふうなこともあり得ることだと思います。

そうした状況の下で、日本銀行といたしましては、万が一金融システム全体の安定について疑問が呈されるような場合には、タイミングを失せず、大胆かつ柔軟に対応していくべきだという考え方をかねてから申し上げているつもりでございます。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 私どもも、日本銀行とそんなに何か意見が対立しているとか違ふとかというようなことはないわけでございまして、今言ったように、万一、正に信用秩序の維持に重大

○中島啓雄君　　ありがとうございました。

デフレ対策に対するスタンスについても、日銀と政府とまあそんなに違いはないのかもしれないが、多少ニュアンスが異なるんじゃないかと。

二月二十七日の政府のデフレ対策の中では、最初の前書きの下の方に、「デフレ克服のためには、政府・日本銀行が一体となった対応が求められている。日本銀行においても、思い切った金融政策を行うよう要請する。」ということで、正に一体となった対応が求められているわけでございしますが、日銀の政策決定会合のペーパーでは、「迅速な不良債権処理を通じて金融システムの強化・安定を図るとともに、税制改革、公的金融の見直し、規制の緩和・撤廃等により経済・産業面の構造改革を進めることが前提となる。この点について、政府および金融機関をはじめとする民間各部門の一段と強力かつ果敢な取組みを強く期待したい。」というようなことで、若干日銀と政府の間でキャッチボールをしているような感じがないでもないわけであります。

私は、現状は、デフレが先で不良債権が後からだ。要するに、デフレで実質的な債務負担が増えるとか、それに伴って企業収益が当然減少するとかいうマイナスのサイクルが回って、それが不良債権になるということが主たる要因ではないかと思っておりますので、不良債権処理のためには、まずはデフレを退治することが先ではないかと。デフレはやっぱり貨幣的な現象でありますから、金融政策が第一であるというような気がしますので、日銀に対しては更に思い切った金融緩和と政策が必要ではないかというふうに思っております。

そもそも、今、日銀当座預金残高は十五兆円程度というようなことで、思い切ったことをやって

おられるというのはよく分かるわけでありませうけれども、日銀当座預金残高というのは十五兆円クラスでありますし、マネーサプライは六百六十兆というふうなことでですから、かなりけたが違うのので、仮に日銀当座預金残高がマネーサプライに響くというところ、十倍倍ぐらいの、何十倍かの乗数効果があればならぬと、こういうふうなことであると思いますので、今までの三年間、消費者物価指数が連続してマイナスになっておるというような異常な事態に対処するためにはかなり思い切った施策をやらなければならないのではないかと、こういうことを感じておりますけれども。

それに引き続いて、今、日銀として、いわゆる  
税制改革とか公的金融見直しとか規制緩和とか、  
そういった注文も付けておられますので、日銀と  
してもう少し具体的に言うとういうことをしてや  
いったらデフレ対策として効いてくるのか、その  
辺のお考えをお聞かせいただければと思います。  
○参考人(増淵稔君) 私から申し上げます。

ただいま日本経済にとっての極めて重要な問題がデフレであるということについては、日本銀行も政府と全く思いを同じくしておるところでございます。デフレ脱却のために非常に思い切った金融緩和策を講じておるところでございますので、その点は是非御理解を賜りたいと存じます。

二月二十八日に、更なる金融緩和措置を講じた際の対外公表文の中で先生御指摘のようなことを発表させていただきました。思い切った金融緩和策が経済全体に浸透していくためには、税制改革、公的金融の見直し、規制の緩和・撤廃等により経済・産業面の構造改革を進めることが前提となるということを申し上げたわけでございます。

いずれも、具体的な内容、税制改革等の具体的な内容は今後、経済財政諮問会議などの場において検討が進められるものと認識をいたしておりますが、私どもが基本線としてどのようなことを考えているかということを申し上げたいと思います。

まず、税制につきましては、これは言うまでもなく、経済活動に大きな影響を与える極めて重要なインフラの一つであると思います。具体的な税制改革を検討するに当たりましては、民間部門の活力をどうやって引き出すか、あるいは経済、金融のグローバル化が進んでおりますのでそれにどう対応するのか、そういった観点が重要であるというふうに考えております。

次に、規制の緩和に関しましては、昨年十月の改革先行プログラムにおきまして、医療、福祉、教育、環境、都市再生など、いわゆる重点六分野を中心とする規制改革の積極的な推進がうたわれているところでございます。まずはそれを着実に実施していくということが出発点であろうと認識いたしております。

その他の諸規制につきましても、民間の自由な活動と創意工夫を促進するという観点から、幅広く検討がなされることを日本銀行として期待しております。

いずれにしましても、私ども思い切った金融緩和策を講じているところでございますが、それが、それが力強い効果を発揮していくためにも、税制その他の構造改革を通じて、企業や家計の前向きな活動を引き出すことが不可欠であるというふうに認識をいたしているところでございます。

○中島啓雄君　ありがとうございました。  
終わります。

○峰崎直樹 民主党・新緑風会の峰崎でございますが、昨日の予算委員会も非常に時間が短うございました。大変残念なのは、竹中経済財政担当大臣あるいは日銀総裁も今日は政策決定会合の日だということで、二人欠けてしまったのが誠に残念だなと思っておりますが、また引き続き質問させていただきますと思います。

ちよっと冒頭、これは塩川財務大臣、事前に質問通告をしておりますんでしたけれども、実業界、日本というところから「ライオンは眠れない」という小さなパンフレットが出ているんですが、御存じですか。お読みになったことございますか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 読みました。  
峰崎さん、何かちょっとぴんときないんですね。何を比喩、問題に、対象にしておるかということも分からぬし、ちょっと何か分かりにくい話でしたね。

○峰崎直樹君 私も読みまして、塩川財務大臣かつてこの財政金融委員会で、財政再建といいますが、もう七百兆に達するような財政をどうするんですかねというお話をしたときに、実は、終戦直後、新円切替えというのがございましたねという話をなさいましたよね。

私は、あの本を読んだとき、はあ、塩川財務大

臣はこんなことも考えられているのかなと思っ  
たんですが、お読みになっていられない方が  
いらっしゃるので、ライオンというのは恐らくあ  
れは、その前に、書いた人は多分あれ、外国人の  
名前になっているけれどもやっぱり日本人じゃな  
いかなと思うんですが、要するに、ライオンとい  
うのは小泉さんのことですわね、あれ、どう読ん

でもねドブネズミ党というんですかね、あれは自由民主党のことじゃないかなと思うんですが、そんな物語が書いてあって、あるとき、今の経済再建を進めるに当たって、実はバンキングホリデー、つまり銀行封鎖をして、預金を封鎖して、新円を切り替えて、デノミをやって、最後は、七

百兆とか八百兆とか、一説には一千兆と言われるような国、地方自治体を含めた借金を、一〇〇%

の課税を掛けて全部それを没収してチャラにしてしまおうと、こんな話だったと思うんですね。

私もそれを読んであれあれと思ったのは、塩川財務大臣はかつて、いや、第二次世界大戦後、一九四六年でしたか、新円切替えというのがあった。そして、あのときはインフレーションで一気に何百倍といましようか、それによって不良債

権といいますが、債権をチャラにしたわけですね。そんなことを読んでいると、どうもやはり財務大臣、そういう形でこの今日の難局を一挙に処理をされるようなスキームを頭のどこかに描いておられるのかな、そんな思いを持ったんですが、

これは私のげすの勘ぐりなんでしょうか。

○國務大臣(塩川正十郎君) その当時と現在とは経済の構造とかそれから様相、それからテリトリーはもう全然変わっておりましてで、ちょっとできないと思うんですけれども、私は、バブルの崩壊しました一九九四年ごろにその手を打つてもある程度意味、効果があったんじゃないかなと思うたりもしますんですが、しかし、そのときの条件は、根本的に違ふやつが一つあります。

戦後の、私らが復員してまいりまして、おやじの会社が戦時補償打切りで旧勘定に入れられてしまったんですね。そのときはずっとインフレでございまして、インフレの効果があって十年の返済期間というのが七年で終わってしまったという、これはあります。しかし、現在はデフレですから逆になっておりますので、ちょっと状況は難しいなということが、思うことが一つ。

それと、あの当時は何が新円、旧円の境目にしたかという、要するに終戦ということで経済の破壊というか、政府が軍需資産の勘定が払えなかったと、これがバブルの一番きちとした一線でしたけれども、一九九〇年代に起こってきたバブルの崩壊というのは何かぐちぐちとして出てきたものであって、株と土地から起こってきたものですから、限界が、バブルの限界が取りにく

かったということがあり、この二つの条件が違っておったと思います。

○峰崎直樹君　また財政の問題は後で議論したいと思いますが、最初に金融問題のところから入っていきなさいというふうに思っています。

そこで、三月の、巷間、三月危機というのがよく言われるんですね。毎年のようにもう、去年もたしか三月危機とか、その前もあつたような気がするんですが、この三月危機はどうやら去つたよ

うだなというふうに巷間言われているわけなんですけれども、実は、二月二十七日でしたか、デフレ対策というのが発表されて随分それが効果があったと、こういうふうに言われているわけでありますが、そのデフレ対策の問題については後に

して、ちょっとお聞きしておきたいのは、銀行に  
対する特別検査というのを今実施している最中だ  
と思いますが、これは公表するということをおっ  
しゃっているんですが、いつ、どういう形態で公  
表されるのか、この点まず明らかにしていただき  
たいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今御指摘のとおり、金  
融機関に対しての、債務者に着目するという意味  
で特別な検査をしているところでございます。そ  
の結果については、これはもう検査の結果という  
のは決算に反映するということですのでよろしいかとい  
うふうな考え方もあったのでございますけれども、  
も、総理の方から、せっかくやったことがどうい  
う効果を持ったのかということ国民の皆さんに  
分かりやすく開示するということがあっていい  
じゃないかと、こういうお話をいただきましたの  
で、私も、その線に従ってその結果を公表させ  
ていただくということを心積もりをいたしておる  
わけでございます。

時期としては、やはり三月末の時期が過ぎまし  
て、若干の時日を置いて四月の半ばごろぐらいを  
一つめにして作業を進めさせていただくという  
ことにいたしております。

形ですけれども、形というか内容の点ですけれ  
ども、これは、この検査を行うときに、もうかね  
てから申し上げておりますとおり、やはり対象に  
なった債務者企業にいわゆる風評に基づくマイナ  
ス面が出るということは避けなさいけないとい  
うようなことで、その特別検査の効果というもの  
と、今言った債務者企業の風評被害は避けるとい  
うことの双方の要請を勘案して決めなさいけな  
いということでございますので、これは、だんだ  
んこの検査の結果等も詰まってくるに従って、私  
どもとしてその工夫をして適切な形で発表させて  
いただこうと、このように考えておりますが、現  
段階のところではこの程度しか申し上げられない  
という状況でございます。

○峰崎直樹君 風評被害は起きないようにした  
い、しかし国民にはできる限り明らかにしたい

と。実際にどんな形で出てくるかわからないん  
ですが、とかくやっぱり日本の金融行政に対する  
信頼がないんだということを総理おっしゃって  
いるわけで、その点、きちんとやはり特別検査の  
結果を、ある意味では非常に国民にとってなるほ  
どそうかということ、やっぱり納得できるよう  
な形でやっていただきたいというふうに思うわ  
けです。

さて、問題は、不良債権の今度は処理の、いわ  
ゆるいついつまで何をやるのかということがど  
うも非常に分かりにくいんですね。分かりにくい  
というのは何かといいますと、去年、改革工程表  
の中にもありますが、改革先行プログラム、骨太  
の方針と、こういう中で必ず一番目に出てくるの  
が不良債権の処理なんです。

ここで、たしか去年、これまでの不良債権につ  
いて、このときの不良債権は例の破綻先、破綻懸  
念先のところですね、Ⅲ分類、Ⅳ分類のところだ  
と思えますが、それについては二年のうちに、こ  
れから新規に発生したものは三年以内に、こ  
ういうことだったですね。そうすると、今年にもう  
入っちゃっているということ、もうこれまでの  
ものは一年、それから去年発生した新規につい  
てはあと二年、こういう理解でよろしいんでしょ  
うね。

この点、何だか今年になってもまた二年から三  
年なんて数字出ると、毎年二年から三年と言っ  
たら永遠にこれはもう解決つかないんですが、そ  
の点はどういうふうに理解されていきますか。

○国務大臣(柳澤伯夫) これは、そのときに既  
存のものであったものについて二年でやっても  
いたいということをおっしゃった。それから新規  
に発生したものは三年にやってもいい、こ  
ういうふうに言っているわけですので、いつま  
でも二年が残るわけじゃないんです。三年の方は残  
りますね、新規に発生したものは三年ということ  
になりますので残るわけです。

そういうことをやることによってオフバラン  
ス化を進めて、そして私どもが指標としている不良

債権比率というものについて早く四%近くのとこ  
ろに持っていくことを目指しているという  
ことですが、私どもの考え方としては、集中調整  
期間が終わる次の年、この年には、その年の決算  
ではできるだけその四%に近いところに持ってい  
くようにこれを実現したい、こういうことを発  
表させていただいております。この点について  
は何ら変わりはないわけでございます。

○峰崎直樹君 そうしますと、さっき中島委員の  
おっしゃられたように、デフレが続いていると。  
地価の下落もまだ続いているようですね。株価は  
多少、後でまたちょっと株価問題また触れたいと  
思いますが、そうすると、今年発生したいわゆる  
不良債権というのは、これから三年間のうちに解  
決することなんです。

○国務大臣(柳澤伯夫) そういうことを考えて  
いるわけでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、これはもうとにかく  
いつまでたっても何かデフレが止まらないといか  
ないということ、どうやったら止まるんだらう  
な、どうやったら不良債権比率がそのさっき言っ  
た四%と、別の指標ですけれども、これがいくの  
かというのが心配なんです。

ちょっと新しい視点で、これはちょっと事前通  
知しておりませんけれども、今の金融庁の持つて  
いる検査の基準というのは、これは相当いわゆる  
厳しいものだと、アメリカ並みだと、こういうふ  
うによくおっしゃっているんですが、それはそう  
いう理解でよろしいんです。

今の金融検査の基準は、もう金融庁はいろんな  
意味でしっかりしたものをつけているんだと。何  
度か、いろんな意味でちょっとまづいんじゃない  
かと、Ⅱ分類、Ⅲ分類の関係をおかしいんじや  
ないかと言ったことがありますが、それはそうい  
う理解でよろしいんですね、再確認をしたい。

○国務大臣(柳澤伯夫) 基本的にそのとおりで  
ございます。つまり、あの検査マニュアルを策定  
したときには、バーゼル委員会の議論、それ  
からFED等の基準、こういうものを参照して日

本の実情に合った表現にした、こういうことで  
ございますので、そのとおりということで結構で  
ございます。

○峰崎直樹君 実は、どうもアメリカのFEDの  
基準とかバーゼルの基準とかということ、これ  
を当たて、日本ではちょっとそれは考え方  
を変えなさいいけない点があるんじゃないか  
という気がする。何かといいますと、デフレなん  
ですよ。

デフレ下におけるいわゆる検査をした場合、こ  
れは一体どういうことになるのかなということ  
で、恐らくもうお読みになっていると思いま  
すが、ここにゴールドマンサックスが昨年十一月  
十六日に作った「銀行の資産内容を再考査する(保  
存版)」というのがある。

これを読んでいろんな意味で考えさせられたん  
ですが、資産査定の方において、非常に日本  
の場合にゼロ金利状態が続いている。もう日銀の  
方はおられませんか全然聞けないんですが、ゼ  
ロ金利状態が続いているがゆえに短期金利が非常  
に安くなっている。そうすると、日本ではあた  
かも金利が、定期的に金利だけは支払われてい  
ると、こういう状態が、事実上デフレ下では、本  
来であれば退出しなければいけないような企業で、  
普通のインフレというかデフレでない場合には払  
えないような金利、払えないような企業が、デフ  
レにおいては低金利であるがゆえに継続してい  
る。そうすると、今金融庁の行っている検査の中  
でこれは要注意でいいですというふうに言ってい  
るものは、実は、本当を言えばこれは要管理、あ  
るいはもっと高い破綻懸念先に回さなければい  
けない、そういうものが要注意の中に含まれてい  
るというのが日本の資産査定の中には含まれるん  
ではないかという指摘をしている。

そのことによって物すごい金額のずれが出てく  
るわけですね。つまり不良債権は金融庁の言っ  
ているようなレベルじゃないよと、あるいは銀行が  
自ら言っているようなレベルの不良債権の金額  
じゃない、百兆を超えている、こういうふう

は指摘している。

同じような指摘を、これは積み上げ方式ですから、今まで金融庁の皆さん方が、いやそういうのは全部マクロの、GDPの例えば三割が、かつての三割ぐらいが要するにオーバー貸付けなんだと、こういうような算定から出てきたんじゃないかと、この算定は実は一つ一つ企業の実態を積み上げて計算をしておられるんですけども、そのことはちょっと別にして、これは今日はデータ出しませんから。

いずれにせよ、そういう日本における、デフレ下におけるこの金融資産査定というものが、非常に日本のいわゆる不良債権の要注意というところに、本来ならば破綻懸念先に回ってもいいようなものが実は相当含まれている、こういう認識については金融庁はどのように反論されますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どもは、今のような低金利政策、デフレということと低金利政策、ちょっとそれはまた別の面と考えて、低金利政策というふうに言わせていただきますけれども、それは確かに低金利政策は金融機関を含め企業の側に応援する政策であるということは、これは明白だと思います。

しかし、それはまた、逆に何でそういうことをやっているかという、経済の状況が悪いからそういうことをやっているわけでありまして、経済の状況がそういうことをやらなくて済むということだったら経済の状況がいいわけですから、そのときはそのときでまた、何と申しますか、その企業は低金利で支えられるんじゃないかと、需要の強さとかなんとかで支えられるということですから、それはどうも、お話を聞いている限りだけの感想ですけれども、一面的な議論だと、こういうふうにお聞き取りいたしました。

○峰崎直樹君 確かに、デフレが解消されるということになると、また別の要因が出てくるだろうと思うんですね。それと同時に、金利が上昇し始めるという局面が出てきたときの、また違った局面が出ると思うんですが、しかし、今我々がず

といろんなこの間のやり取りを聞いていても、どうもやはり日本の不良債権処理というものがなかなか進まないという大きな背景というのは、どうもそういうデフレ下における資産査定というものの不十分性というものが、いや、不十分性というのは今申し上げたような観点で、本来であれば、これはやはり退出してなきゃいけない、あるいはもっと厳しいリストを迫られているのが、こういう形でやはり構造的に温存されているというところが私は非常に大きな問題になっているんじゃないかなというふうに思えてならないわけでありまして、これはまた別途、議論は引き続き進めていきたいと思いますが。

そこで、金融担当大臣にお聞きしたいわけですが、改めて、昨日もちょっとお聞きしました大原一三さんとの二月二十日に会われたときの話で、これは大原さんが一方的におっしゃっていることです。これはもう是非聞いてみたいと思っております。昨日は、一斉注入をしても何の効果もたらさないとかというところをお話を聞いたんですが、そのことと併せて、実は、二日銀から金融庁批判を受けていますが、日々、銀行団とのやり取りをしている我々の方が、日本経済の現状を厳しく受け止めています。ただ、私が正直に金融危機を宣言してしまうと、日本経済の底が抜けます。それを回避するためにも、公的資金注入のやり方を慎重に選択しなければなりません。と、こういうふうには大原さんは柳澤さんが心情を吐露されていたと、こういうふうに述べていらっしゃるんですね。

余り、週刊誌の話ですからいいんですけども、ただ、非常に問題は重要なんで、これはやっぱり直接、金融担当大臣の御見解をその点についてお聞きしておきたいなと思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 昨日もお答えしたと思いますが、仕事なども、大原議員は私の尊敬する先輩で、仕事なども、特に行革の際には一緒にいろいろ御指導いただきながらしたという間柄でござい

よと言ってこれれば、私も時間があればお会いするということでございます。

全く友人間の話としてお話をするわけですが、私も、あのときのことを私がこれを言うこともないと思うんですけども、話の本筋は、柳澤はかたくなかというのをみんな考えているんで、おれはそうは思わないとおれはいつも言っているんだよという話をしておられたわけでございます。要は、私もそんな金融危機のおそれがあるようなときには果敢にやるということをやっているというので、そのとおりだからみんなに、党内にもそういうことを言っておいてくださいみたいな、そういう軽口をたたいたというのが話の本筋でございまして、ここに書いてあるようなことは、そういう文脈からは、どうもなかったんじゃないかなと。お互い友人間の話ですから、それは一々はお互いにはお聞きません。覚えておらないということ

で、本日は言ったんだろうという、そういう憶測もまた困るんでございまして、素直な気持ちでそんなことでございまして、そういう私のテーマ、二人の話のテーマからいうと、そんなことは僕がまた思ってもいいことですので、出てこなかったということは御理解いただければと思います。

○峰崎直樹君 金融庁長官のお考えというのは、もう何度もやり取りしていますから、不良債権の実態についての認識は私どもとやっぱりずれていると思っ

これはまたいつか時間があればやりたいたいと思うんですが、どうもやっぱり私は、金融庁長官は、どうも小手先の再注入じゃもうどうにもならないぐらい日本経済はひどいんだと。だから、そういうことがよく分かっているから、自分としては、本当やんだら、もうこれはほんと何十兆もやらないと、我々も指摘しているように、日本経済と金融機関の抱えている不良債権の実態はもう十五兆なんというところのレベルではとまらな

官は一見かたくなに守っていらっしゃるようになります。ええんですが、そこら辺はそうじゃないんですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、余り言葉を費やすとかえって誤解を生じますので申し上げますが、全く違います。

○峰崎直樹君 決して誘導尋問をしようというつもりではありません。ありませんが、本当に金融問題というのは深刻だということで、改革工程表ではもうトップにきているわけですね。

ただし、我々からすると、二月二十七日の経済財政諮問会議で柳澤大臣と速水日銀総裁の激論があった。これはどうも、日経新聞も書いている、あるいは先日は朝日新聞も書いていますから、多分恐らくいろんな話を総合するとそうだったんだろうなと。

そうすると、率直に申し上げて、今強制注入を予防的にやるべきじゃないかという意見と、いや、そんなものは必要でないというふうにおっしゃっている、しかも金融政策を担当されている日銀とそれから金融担当大臣がこうまで意見が違

うというのは、やはりゆゆしいことじゃないかなというふう

に思っているわけでありまして、その後の日銀総裁は、今日はお見えになっていませんが、記者会見でも、いや、そのところは必要だとおっしゃっているわけですね。

そのいわゆる予防的な、あれはたしか預金保険法百二条ですか、の規定によって要するに予防的に入れることはできるんだということについては柳澤大臣もそういうことは今やはり必要ないというふうにおっしゃっているんですが、いや、必要なら必ず決断するよというふうにおっしゃっているんですけれども、その必要でないという根拠というのは、もう一回再確認しますけれども、これはBISのいわゆる八%の基準を今はもう堂々と上回っているんだ、大丈夫だと、このことが中心になるわけですね。これが一点。実は、それに関連して日銀総裁は、そのほかの

多くのエコノミストは、その中で本当の実質的な自己資本比率というのは、いわゆる税の税効果会計ですね、税の繰延債権の、やがて返ってくるというところで入れる問題や、あるいは人によっては銀行と生保の間の劣後債、劣後ローンの持ち合いの問題とか、これは本当の意味での資本じゃないんじゃないか、あるいは公的資金と言われているものも数兆円入っているわけですけども、これも実は本来入れちゃいけないんじゃないか。そういうことを考えたときに、実質的な日本の銀行のいわゆる自己資本比率というのは、見掛けは何か膨らんでいるけれども、しかしこれはもう水膨れであって、実態はそういうところではないんだよということをよく指摘されるわけです。

その意味で、その点やはり私は、やっぱり国民にも説明しなきゃいけないし、その点を我々が納得できるような、日本の金融機関大丈夫だというふうに私は何となく思えないのであります。その辺りを改めて、これは何度も質問している課題ではありますけれども、是非もう一回再確認させていただきたいと思うんです。

○国務大臣(柳澤伯夫君) この問題は、私ども何回もそれこそ御答弁させていただいておりますとおあり、自己資本比率で健全性を判断する非常に大きな要素とするということはバーゼル委員会が決めたことであります。やはり我々はそういう国際基準にのっとって判断すべきものだ、このように考えているということは御指摘のとおりでございます。

それから、その際、自己資本の構成というものについて、今、先生三点御指摘になられたかと思うんですけれども、これらについても、それぞれにBISの枠組み、それからまたこちらの会計基準等を守って計算をした結果ということになっておりまして、やはり私は、そのルールに従って行わなければ、急にそのルールと違うことを、ルールに基づく行政ということをやりたいながらそんなことを始めたら、これはやはり適切なことではないと、こういうふうに考えているということでございます。

ざいます。  
○峰崎直樹君 財務大臣、ちょっとお聞きします。

財務大臣にもこの質問通告してあるんですが、この二月二十七日の経済財政諮問会議で速記中止になっているところのやり取りがあったと思うんです。財務大臣は恐らく議論に参加されたかどうか分かりませんが、両者の議論ですね、今申し上げたように、日銀総裁の考え方、資本注した方がいいんじゃないかと。それから柳澤大臣は、今おっしゃったように、いや、やるべきではない。これはお聞きになっていて大臣はどんなふうに考えておられますか。

○国務大臣(塩川正一郎君) 今、柳澤大臣が言っておるような内容でございます。  
これは、速記停止というのがあったということ、これは、やっぱり本音で話し合ったということ、ございいますから、それだけに、これは公表すべきものじゃないと私は思っています。

○峰崎直樹君 今の日本の経済、特に金融問題が非常に深刻だということは、私も先日、実は二十五日からアメリカに行ってきたんですけども、国際的にも、アメリカも実は注視をしているわけですね。なぜ不良債権の処理がやると言っているけれども、この日本は大丈夫だろうかとか、いろんな説がございしたけれども、みんなやっぱり見ているのはそこなんです。

今、本音の議論だからそれはオープンにしない方がいいということではなくて、正にそこところを我々も、ある意味では政府、日銀一体となつてやはり今の金融政策について、改革工程表の中で一番最初に出てくることなんです。これが一番ある意味では構造改革の中の最大のポイントだということふうにも恐らく考えていることなんです。ね。このことが一体どうなっているのかなというところに我々は納得いかないというか、政府、日銀も余り納得していないんじゃないかなというふうに我々はたから思えるわけです。

そういう意味で、私どもとしては極めて、そのやり取りがオープンにされなかったということと、恐らくされなかったことよりも、本当に本音で話したことで、やっぱり政策としての政権の一体性といえますか、そういったことについてやはりもっともこのところできちんとした統一した見解といえますか、日銀も含めた統一した見解をやはりまとめない、私はやはり、日本の経済、大変禍根を残すんじゃないかなというふうに思えてならないわけでありまして、これはこれ以上質問しても仕方ありませんから、それはその点だけにとどめて。

じゃ、二月二十七日のデフレ対策について少しお聞きしたいと思うんですが、最近、何となく三月危機が遠のいたなんて感じは、結果的には、株式市場が何だかんとんとこのところ約二千万近く上がって、一万二千円の大台まで行くんじゃないかなというところで、今変わりつつあるわけですが、この株式市場がこう上がり始めたというのは、これ、金融担当大臣、PKOと空売り規制強化による官製相場というふうには実はよく指摘をされるんですけども、そういうことは全くございしませんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 株価というか、株式相場というものは、もういろいろ要因で決まってくるものだと思います。思いまして、マーケットの声の中には今言った空売りの問題であるとかいうのも言われているんですけども、そのほかにも、アメリカの経済の回復であるとか、あるいは日本の経済も回復の兆しがいろいろなところで見られるというふうなこと、そういったことも同時に言われているというふうなことでございまして、私どもとしては、株価の動向について、これが原因ですと、理由だと考えますというふうなことに限っては、これは我々の立場から申し上げることはできないし、またそういうことは一貫させていただいているということでございます。

○峰崎直樹君 この間一番何か効果があったのは空売り規制じゃないかと、こういうふうに言われているんですよ。

これは、二月八日それから二十六日の二回に分けた空売り規制強化というのがあったんですけども、私、余り証券というか、実際やったことありませんので、株も持っていないから空売りというのとはよく分らないんですが、しかしこれからは、空売りをするにしても、今の基準よりも下で、つまり安いものはもう買わせないというふうなことになる、事実上、高いところで空売りする以外にないというふうなことになってくる。

いずれにしても、そういうふうに進めていくという手法は、あるいはやり方のもう一つ問題は、いわゆる何というんでしょうか、証券会社とかそういう機関投資家なり、ある意味では株を貸したり、信用売りというんですか、そういうふうなことのやり方を、こうしなきゃいけない、あるいはこうしなきゃいけないという規制を加えていますよね。そうすると、市場というのは、株式市場というのは最も資本主義的なところであって、そういうところからこういう形で、こうやっちゃいけない、ああやっちゃいけないという、かつての護送船団行政じゃありませんけれども、そういうものをそれぞれに対して規制を加えていくというふうなやり方というのは、果たしてこれは、市場重視ということ強調されていた柳澤大臣としては本當にこれは本意なんだろうか。

こういう形で空売りを止めておいて、そしてそこへもってきてPKOの資金がどんどん入ってきたら、これは一時的に上がるかもしれないけれども、そんなものはこれは長続きできないとなったら、またその反動としておんと落ちていくし、世界の投資家たちが、日本の株式市場というのはどうも市場として、絶えず何かあればチェック、規制が加えられてくるというふうに見て、どうも信頼感を失ってしまうことの方が、マイナスの効果の方が大きかったんじゃないのかなというふうにも思えるわけです。

ただ、三月末は何か乗り越えるかもしれないけれども、そういう目から見たときに、この空売り規制というのはどうだったのか。これはもうもちろん規則に設定されていて、それを破ってしまったことに對しては問題だというふうに思うんですが、そういった点で、この空売り規制に對して金融担当大臣としてはどんな考え方を持っておられるのか、その点もお聞きしておきたいと思っています。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、きっかけは、実は監視委員会と私どもの共同での証券会社への検査がきっかけでございます。

これは、ローテーションからいってもかなり間が空いてしまったところに、もうこれは放置しておくわけにいかないよということで立入検査をいたしましたわけでございますけれども、やはりこの空売りのところで非常にいろいろな、何と申しますか、非違事項というか、違反の事項が見つけ出されました、それで、そういうことについてもこれはきちっと行政処分をさせていただいたわけでございます。

そういうことがきっかけになりました、やっぱりきちっと空売りと信用売りについてやはりルールも整備をしなきゃいけないということが痛感されましたので、その見直しをしたということでございます。

先生の今のちょっと御言及になられたこの値付けのときのルールでございすけれども、これはもうアメリカと同じルールにしたということでございまして、我々は別に空売りを規制しようというふうなことでは毛頭ないわけですが、空売りというのはどうしても作爲的な相場形成の手段に用いられたということがございすので、そういうことを排除したいということでアメリカの、アメリカはそういうところは割と先進国でいろんな知恵を使っているわけでございますけれども、それに倣った制度にしたということでございすので、何というか、今先生がおっしゃられるような意味で今回の措置が取られたのではな

いということでございます。

○峰崎直樹君 また、株式相場の問題については、私も更にアメリカのルールってどんなものかなというのをちょっと勉強しながらまた進めていきたいと思うんですが、いづれにせよ、何だか三月危機が去ったのかなんて言っているわけでありますけれども、しかしやっぱり実態は相当厳しいという認識の下にこれから金融行政を進めていっていただきたいと思うんですが。

さて今度は、ペイオフを前にして最近破綻した、中部銀行というのが破綻をしているようですが、これは何が原因で破綻をしたんでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 中部銀行につきましては、検査の結果、過少資本であるということが分かりまして、その事実に基づきまして早期是正措置ということを発動させていただいております。

そして、当該の銀行もそうだとすることで増資の計画も発表をしたりして、その計画の実現に向けた努力をいたしていたわけですが、二度に、二段階でだけれども、一度は外資系のようなところと話をしているというふうなお話でしたが、これが結局実現にならなかった。それから次に、今度は地場の皆さんにお願いした第三者増資ということで、もう少し当初の案よりも小ぶりの増資計画だったんですが、それを発表してその努力をしたんですが、これもまた未達であったというふうなことになります、そういったことは当然ディスクロージャーを伴って計画し、またその実績を公表するというふうなことでございまして、そうしたことに伴ってやはり預金の流出というふうなものが起きたということでございまして、したがって直接的な理由としては、預金の流出という点でこの事業の継続が困難であるということで今回の破綻の申請に至ったと、このように認識をいたしております。

○峰崎直樹君 もうペイオフを前にしているわけですが、ほかにそういう資金繰りに陥っている銀行はないのかな。うわさでこう聞くのでありま

すが、東北地方の地域銀行一行、それから関東地方の地域銀行一行、これは経営危機というのがうわさされているようなところがあるやに聞いているんですが、そういう事実はございせんか。ちょっと細かい質問で恐縮です。

○國務大臣(柳澤伯夫君) いずれにせよ、そういう少し、何というか、個別名を省かれたお話であっても、そのものずばりに我々が御答弁申し上げるということは、やはり従来同様、これは避けさせていたきたい、こう思います。

一般論ですけれども、我々としては、そうした過少資本でいろいろ問題があるというふうな、そういう銀行が現在あるという認識はございませ

ん。

○峰崎直樹君 最近、過剰債務企業ということで、企業を法的あるいは私的な整理をする、例えばダイエーなんというのは有名なところですが、マイカルだ、青木建設だとかフジタとか、いろいろ出てまいりますね。こういうところ

で例えば金融支援をまとめたときに債権放棄をするような銀行が出た場合に、それは自己資本不足というふうになる危険性というのはないのかなと、こう思うんですが、それはないというふうに断言できますか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 我々は、総理の御指示もございまして、もう自己資本であるとか体力であるとかということではなくて、不良債権の処理というものをきちっとやるようにということとを言われておりまして、そういう御指示の線に沿って私も銀行をいろいろと警励をしているというのが実情でございます。

現段階でどうかということですが、私も、私どもとしては、そのことによって、先ほども申しましたが、BISというか、本当はBISじゃない、パーゼルの委員会ですけれども、パーゼルの委員会が定める基準というものを、国内基準行もありまが、そういうようなものを割り込むようなところが出そうだというような認識はたゞいまのところ持っていないわけでございます。

○峰崎直樹君 持っていらないと。

じゃ、ちょっとお聞きしますが、東京都がペイオフ対策ということで取引銀行を限定しよう、こういう動きがあるんですが、それは事実なんでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 東京都がいろいろな御検討の結果、資本金と格付でございますが、格付等の市場の評価、この両方のメルクマールをもって、解約と書いてあります、そういうふうな考え方を打ち出していることについては私どもも承知をいたしております。

○峰崎直樹君 相当、そこに入らなかった例えば大手行があるとしたら相当厳しいというふうな思いですが、ペイオフ関連の問題は、これはもうある意味では来年、普通預金は多分来年からでございますから、いづれにせよ大変大きな衝撃を与えるだろうと思いますが、この点についてまた引き続き議論したいと思いますが、ちょっと事件物といえますか、お聞きしておきたい点でございます。

ので、例の朝鮮銀行ですね、朝鮮銀行関連で警察の捜査が入ったやに聞いておりますが、警察庁にお聞きしますが、今どんな状況まで分かっているのか。

特に、朝鮮総連との関係とか、北朝鮮への送金疑惑というのがうわさされているわけです。これは先日にも拉致問題というのが出始めたり、あるいは不審船の問題等、国民は相当やはりこの問題神経過敏になっていると思っておりますので、その点、分る限りでよろしくございすので、報告お願したいと思っております。

○政府参考人(中村正則君) お答えいたします。

金融機関が破綻した場合に、破綻に至る過程においてその金融機関関係職員に係る犯罪が伏在するとき、警察として厳正に対処してきたところでございす。

破綻した朝鮮信用組合については、警視庁及び兵庫県警において昨春秋以降、検査忌避事件を言わば入口事件として鋭意捜査を進め、朝鮮東京、朝鮮近畿等の元理事長ら二十四人を背任、業務上

横領等により逮捕したところであります。

その捜査の一環として、朝鮮東京については警視庁において約八億四千万円の業務上横領事件を解明するため、元朝鮮総連財政局長を逮捕するとともに、朝鮮総連中央本部等の捜査を実施しております。

○ 捜査の結果、平成六年から十年に掛けて、当時の朝鮮総連中央本部財政局長が、当時の朝鮮東京の役員と共謀の上、約八億四千万円を着服、横領し、朝鮮総連の借入金返済やその活動資金等に充てていた事実を解明しておりますが、事案の全貌については、これまで数回にわたる公判が開かれたところでもあり、今後の公判において明らかにされるものと思っております。

○ 峰崎直樹君 これからまだ公判の中で明らかになっていくんだろうと思いますが、こういうことを踏まえても、公的資金投入というこれまでの方針というのは基本的には変わらないと、こういう理解してよろしいんでしょうか。この点、明らかにしていただきたい。

○ 国務大臣(柳澤伯夫君) たびたびお答え申し上げておりますように、朝鮮信用組合と申しますのは我が国の、中小企業等協同組合法に基づく我が国の金融機関でございます。預金保険法の適用にもなっておりますのでございまして、そのような法令の規定するところに従って処分をするという方針は変わりございません。

ただ、あえて付け加えますと、朝鮮の中に仮名、借名の預金が相対的に多いというようなこともございまして、特にそういう中に、ちょっとこれは考えにくいし、また事実そういうものが存在するということを確認しているというところは全くないのでございまして、架空の預金口座というものがあろうかという御指摘もいただいておりますが、これらについては慎重な対応が必要だということも考えております。

○ 峰崎直樹君 はい、分かりました。それでは次に、金融支援という形で国家的な大

企業の救済というものが進んでいるのではないかと、先日、衆議院の予算委員会でもこの点、随分議論されたわけですが、先ほど申し上げましたマイカルとか青木建設、これはもう既に倒産をしたり、進んでいるわけですが、今大きな問題はダイエーとか、こういう固有な名詞はそれ以上もう挙げませんけれども、今、新聞で、巨大な企業というものが非常に、取引銀行との間である意味では支援を受けているわけですが、これは、この金融支援というのは、金融庁というものがどうも実際上は指導しているんじゃないかと、こういうふうに言われているんですが、この点、金融庁はこういってのことについては銀行から報告を受けているのかどうか。それから、こういう金融支援というのは金融庁が実際上指導しているんじゃないかと言われていることについて、実態はどうなっているのかということについて明らかにしていただきたいと思うんですが。

○ 国務大臣(柳澤伯夫君) 金融庁は、監督行政の一環として、銀行の大きな経営判断等が行われた場合にはその報告を受けるというところは当然でございまして、受けているというのがお答えでございます。

それから、第二番目の、金融庁が貸出し先企業の整理の仕方について指導しているのではないかと、先ほどお尋ねかと思っておりますけれども、それはそういうことではないわけでございます。私どもが申し上げるのは、常にそうでございますけれども、不良債権のオフバランスをできるだけ早く進めてもらいたいということ、そしてそれが私的な再建計画あるいは経営改善計画というものの性というものであるとすれば、その計画自体の実現可能性というのについては厳格な判断をしてくださいということとを述べているということにとどまるわけでございます。

○ 峰崎直樹君 厳格な判断というのをおっしゃいましたけれども、これらの金融支援を検討している支援元といえますか銀行は大半、大手行でい

ば三菱東京を除いたら全部これは公的資金が入っているところですね。

そうすると、公的資金の入っているところで実は債権放棄とかそういうものを認めていくということになったときに、そういう銀行による支援を認める場合に、かつて銀行の私的整理のガイドラインというのがございましたね。こういったものにもある意味では、法的なものに別にして、そういうものによつて従わせるべきじゃないかというふうな考えなんですが、この点は、公的資金を投入している銀行の正に、何というんですし、債権放棄ということになると、税金からそこへ支出された、公的資金からそこへ支出されたということにほかならないような事例が出てくるんだと思うんですね。そういう意味で、その点について見解はどのようにお持ちなのかということについてお聞きしたいと思います。

○ 国務大臣(柳澤伯夫君) ちょっと先生のおっしゃられたことで申し上げたいことは、税金を投入したことになるんじゃないかということですが、これはもう、何と申しますか、返ってすればそういうことではないということでございます。で、少し何というか先を行った御議論ではないかと、こういうことでございます。

それから、債権放棄については、私も再生委員会の際に公的資金を注入した銀行の債権放棄については一つのルールを、ルールというか指針を定めておまして、これは三つでございます。一つはもちろん経済合理性ということでございます。そして、回収極大化というふうな言い方をしてもよろしいかと思っております。それから、当該の貸出し企業が本当に破綻、清算をされるというふうなことがなくなった場合の社会的な影響というところが二つ目でございます。それから三つ目は経営者の責任、経営責任の明確化ということでございます。もちろん「等」というところが書いてありますけれども、基本的にはその三つのことについて、当然、公的資金の注入であればこれを遵守すべく努めてもらいたいということになっておるわけ

でございます。

○ 峰崎直樹君 公的資金を投入している、これは税金じゃないか、それが毀損されるんじゃないかということに対して、いやいやまだこれが毀損されて返ってこないということには限っていないと、やがて増資するかもしれないじゃないか、もうかるかもしれないじゃないかと、いろんな意見があるということとはよく知っているわけですが、しかし、いざにせよ今申し上げたように大きな問題になっている。

さて、これで二度目に債権放棄をするような企業がここに出てくるんですね。例えば、例えばと名前を挙げたらかえってまずいですから挙げませんけれども、一回債権放棄して、また今度新しく債権放棄するというような、そういう事例がもし出てきた場合には、これは認めるんですかね。この点はどんなふうな考えられているのか、そしてそれを認めたかつての銀行の経営者の責任というのはどう取るのか。この点、もし分れば教えていただきたいと思っております。

○ 国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、まだそういうケースについて話を聞いているというふうな事実はございません。したがって、ちょっと仮定の議論になるかと思うんですが、もしそういうことが出てまいりましたら、これは慎重に検討せざるを得ないというふうに思っております。

○ 峰崎直樹君 しかし、いざにせよ、軽々しく債権放棄を認めるというふうには私にはならないだろうというふうな思いですが、金融問題、まだまだ株価がこんな状況で何とか三月危機を越えたんじゃないかというふうな雰囲気は漂っているんですが、どう考えても実体の経済の状況は余り変わっていないんじゃないかというふうに思っています。柳澤担当大臣にお聞きしたいんですが、三年前に、一九九九年だったでしょうか三月に注入をされた、資本注入をされた後で、日本のこの不良債権問題はもうこれで峠を越したんだと、こういう

ふうにおっしゃいました。私もそうじゃないんじゃないかということも言い続けてきたわけですが、改めてこの三年間を振り返られて、あの三年前の資本注入というのは一体何だったのか。そして、それについて、現時点において不良債権問題はいろいろ言われながら特別検査だとかいうことまで今日来ているわけですが、あの資本注入というのは今考えてみてもやはり正しかったのか。この点、金融担当大臣、同じくあのときも担当大臣でございましたので、どのように考えておられるのかということについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) あの方に、私ちょっと今データをめくるいとまがないので記憶で申しませうけれども、大手行で言っても十兆ぐらいの不良債権の処理をいたしたわけでございます。その後どういふことになったかという点、大体四兆ぐらいの、四・五兆、四・三兆ぐらいの不良債権処理になっていったわけでございますけれども、今年というか今年度末はもうちょっとこれが増高するのではないかとということでございますけれども、あのときの十兆台になるなどということは考えられないということでございます。

これは経済の状況もあるというふうに存じますけれども、いずれにせよ、別に無駄になったわけでも、十兆円の不良債権処理をしてなお自己資本比率を一定水準以上に維持してきているわけでございますから、それはそれなりに大きな意味のあったことである、こういうふうに考えております。

要は、いろいろなものを、何というか、傷口のかさぶたが取れるようにすっきり金融だけが良くなるというように考えるのが正しいのかどうか。これはもうほかの経済の各部門が家計以外はほとんど全面的に傷んでいるというのが状況でございまして、そういう中でも金融だけがびんびんしているということになったら、これはかえってメカニズムとしておかしいのではないかと。あえて申せば、そういうこともあり得る議論でございます。

論でございます。私としては、それぞれに着実にそのときの経済状況に応じた金融機関の健全性を目指した努力が行われるということが大事だと、このように考えております。

○峰崎直樹君 今日ちょっと総論的な話しかできませんでしたが、また引き続き、金融問題、大変重要な問題だということで、議論をまたしていきたいなというふうに思っております。

そこで、今度は財政問題にちょっと移らせていただきたいと思います。昨日、総理大臣に三十兆円枠のお話をいたしました。塩川財務大臣にお聞きしますが、今年度はこの三十兆円枠を守っていくとおっしゃいました。いろんな方法を通じて進められたわけでありますが、この際、やっぱり二次補正というのは、そうするとこれは実際問題ないというふうに理解してよろしいですね。

○国務大臣(塩川正十郎君) 全く今は考えておりません。

○峰崎直樹君 今は考えていないということ、今年度は三十兆という一つの枠を守るんだから、もう財政を小刻みに出しながら景気対策として、景気対策になるのか何対策になるのか別にして、これについては、財政としてはもう限界です。と、こういう考えだということですか、今はというの。

○国務大臣(塩川正十郎君) 財政で経済が良くなるんだ。たまたま幾らでもやれると思うんですが、そうではなくして、今じゃもう景気の問題は、財政も一生懸命やっていますけれども、民間の構造改革が進まない。景気は良くなるものじゃない。民間の方で、最近やっと切りが付きましてどんどんと活性化してくださると思うので、この力が私は夏以降に出てくると思っておりますので、ですから十四年度の経済は大きく激動してくるんじゃないかと思っております。

○峰崎直樹君 財務大臣の、今日は財政、ちょっと金融に入るんでしょうか、年度が変わると経営者が替わるから、これからは景気がどんどん良くなりまっせとおっしゃっている記者会見を読んだ

ことがあるんですね。経営者が替わったら良くなっていくというのは、何か、どういう根拠なんですか。ちょっとそこは、記者会見のたしか内容を讀んだときに、塩川大臣は財政じゃ駄目だけれども人が替われば良くなるぞと、そのちょっと根拠を教えてください。

○国務大臣(塩川正十郎君) 人が替われば良くなる。とは言っておりません。経営が変わると言っているんです、人が替われば。

今、民間の会社を見ましても古い経営者がごろろしていますね。こういうふうなので、構造改革もやらないし、新規事業にも積極的に取り組もうということが、その心配が薄いんですね。これをだんだんと、そういう古い経営者がのいていきまして下がっていったら、新しい部長クラスとか常務クラスがどんどんと経営者の責任になってまいりました。積極的に取り組んでいく。この状況は駄目だということは皆知っておりますから、しかし、古い経営者はやっぱり過去の因縁があるものだから思い切った構造改革をしなかつたんです。だから、先生、見てごらんさない、去年辺りからどんどんと大企業が合併だ分割だ提携だやっております。この構造改革なんです。これが進んでいかなければ本当に経済は良くならないんです。

ですから、私は、これがどんどん進んでまいりましたので、だから、今年から来年に掛けて思い切り活力が出てくるんじゃないかと思っております。

○峰崎直樹君 私は逆のことを思っていたんですよ。

だって、例えば近畿日本ツーリスト、日本旅行は合併するといったのが御破算になったとか、あるいは朝日生命と東京海上火災が何か提携するといったことも駄目になったとか、JASとJALは何か、これは独禁法の関係があるんでしょか。

だから、何となく企業と企業の関係は、信頼の

構造じゃなくて不信の構造にだんだんなっている、かつて日本の企業社会というか、日本の社会の非常に重要な特徴だと言われた信頼構造が崩れ始めているということで、何か今おっしゃった、経営者が替われば経営も変わって企業がどんどん信頼感を増して、ある意味ではベンチャー精神旺盛な、そういうものになりまっせというふうにおっしゃっても、何となく実態はそうではないんじゃないかなというふうに思えるんですが、どうですか、その感覚は。

○国務大臣(塩川正十郎君) 合併もできない、あるいは提携もできないような会社は意味がないんですから、こいつは引退してもらいましょうがないと思います。

○峰崎直樹君 なかなか激しい、すごい提言なんですけれども、もちろん経営者を我々政治家がそれについて、それぞれの問題があるんだろうと思いますが、今の塩川大臣の発言は貴重な提言としてまた聞いておかなきゃいけないだろうと思うんですが。

それでは、塩川財務大臣、財務大臣が替わられて、前の宮澤大臣から大きく、今年度も新しい総理の下で予算編成をされる時に一つ重要なことがございました。

今年度の予算で五兆円削減して二兆円増やすんだと、こうおっしゃったんですが、どうもこの中身を見ると、五兆円削減というのはちょっと分からぬわけでもないんですが、二兆円増やしたという中身も見えて、どうもこの中身というのは表紙の書換えにとどまっているんじゃないかなというふうな思えてならないんですが、この点、高らかにうたい上げられた五兆円削減、二兆円の新しい新規投資、本当にそういう意味では、これからこれでしっかり行きますと、こういう感じになったんでしょか。ちょっとお聞きします。

○国務大臣(塩川正十郎君) 削減した方の数ははっきり出てきました。大きいところで、大枠で言いますと、大体ODAで一千数百億円です。公共事業で一兆円ちょっと、それから地方

行政で一兆ちょっとですか。それなりに削減したところは大きく分かっておるんですけれども、その二兆円の分配がなかなか細かいですから、あっちこっち細かいもので一挙には分らないと思えますけれども、ずっと集計を取ってきたらやっぱり二兆円になるんじゃないかと思っております。それがどれだけの分かつたことを、そんな一覧表を作ったことはございませんので、今のところは分かりません。

○峰崎直樹君 一覧表を作らないでも、これ財務省から出た、予算委員会の、提出された資料を見ただけです。

そうして、例えば少子高齢化対応というので五千億程度と書いてあるんですが、その中身を一つ一つ見ていくと、保育所は随分増えているんですね。伸び率が保育所は二番目ですよ。倍増なんです。ところが、見てみると、それで二百三十九億円なんです。五万人の受入れ児童増を図るための保育所の施設。あと、公共空間のバリアフリー化が九百五十八億、児童扶養手当の制度改正とか。この児童扶養手当の制度改正とかさういうのも多少、それも一つの対応だといえそうなのかもしれないんですが、どうもこれ足してみても三千億ぐらいには足りないんですよ。そうすると、残りの二千億というのは何だろうな。これには出ていない。

これはまだいい方で、科学技術・教育・ITの推進というのは九千億、約一兆円なんです。具体的な施策で見ると、例えば世界最高水準の大学づくり新規百八十二億、私立大学の教育研究高度化の推進六百四十五億とか、ずっと足していって何か一十億か二十億ぐらいには足りないのにならぬ、こう言っているわけですね。そうすると、何かここへ書いていないものの方はいくらもあるのかもしれないと書けないものだから書いてないのかなと思ったりするんです、これ。

あるいは、都市機能の再生なんというところへ行くと、どうもやはり旧来型のものを表現を変えたんじゃないのかな。環境に配慮した地域活性化

のところなんかも、例えば新規の統合補助金なんというのは農業集落排水事業、集落排水ですから別にこれは生活基盤の問題だと思いますが、どうもその中身を見ると、新規で出ているものというのは本当に付いた小さい細かいもので、かなり規模の大きいものは何かなと思つたら、どうも今の何の制度を転換したり名称を変えたり、余り自慢できるようなものになつておられるんじゃないかという感じがしてならないんですが、その点、どんなふうな考えておられますか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 予算規模は八十一兆円ですからね。その中の二兆円を分配を増やしていったところはこの箇所かということになります。先ほどおっしゃる通りに、ちまちましたものが細かいところへ散っておりますから、それを集計すると二兆円になる、削った方は集計していきますと五兆円になるということですから、それは一つ一つどこかと何千億円というようなもので変わつておるものじゃない。そういうものから、予算規模が八十一兆円ですから、その中の計算をしろというものですから、それはおっしゃる通りに一つ一つ取つてみたら大した金額じゃありませんけれども、しかしそこの方向へ、いわゆる政策的にこれが重要だということですから、こちらの方へ上積みして出ておると、こういうことが政策の成果として出てきておると、こういうことで御理解いただきたいと思つております。

○峰崎直樹君 二兆円というのは、新しい分野に投資したんだという意味で意欲は買ふんですけれども、中身はまだまだ本分に十分じゃないかなというふうな思えてなりませんし、先ほどの考え方であれば、やはり効果の上がるといいますか、財政支出のありようというのを少し考えなきゃいけない点だろうというふうに思います。

さてそこで、一般会計と特別会計の問題についてちょっと今日お聞きしたいんですけれども、外為特別会計、外為特会の剰余金の前倒し繰入れ問題について、これは先日にも本会議で櫻井委員の方から、同僚の櫻井委員が質問いたしましたけれど

も、なぜ無理やり来年度の予算に計上するんだらうなという意味で、どうも法律が予定している精神を変えてまでやるというのはいかなるものかなというふうな思ふんですが、この点が第一点。

それから、もう時間もだんだん少なくなつてまいりましたので、じゃ千五百億円というのの一体どういう根拠で千五百億円になったのかな。特別会計に積立金というのが調べるのとあるんですけれども、これは十兆円超えているんですよ。もちろん丸々全部がなるとは言いませんけれども、そういうものの活用というのを考えると、それこそ塩川大臣、またへそくりが見付かりましたでせうと言つて、ある意味では補正予算の国債を出さないでもいい財源があらちから何かちりばめられてるんじゃないかという感じがしてならないんですけれども、その辺り、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(尾辻秀久君) 御質問、三点あったかと思ひます。まず、最初の外為の剰余金のそもその話でありますけれども、これはもう一言言ひますと、大要先ほど来御指摘のとおり財政事情厳しい、したがって歳入を確保するためのぎりぎりの工夫でございます。そのように御理解いただきたいと思ひます。

それから次に、一千五百億の根拠でございますが、これはその一千五百億という数字そのものに必ずしも根拠があるわけではございませんけれども、本年度の外為の運用益でございますが、運用収入が一兆九百九十七億円と見込まれますので、そしてその運用収入というのは、これは一兆九百九十七億円と見込んでおられますけれども、流動的な面を持つておりますから、間違つても、間違つてもという表現がいいのかどうか分かりませんが、とにかく確実に見込まれる額として千五百億組んだということでございます。

それから三点目に、積立金を取り崩したらどうかという御質問でございましたけれども、この積立金の方は、一方から為替の評価損、評価益とい

うのがございます。これとの見合いになつておるものですから、外為特会の健全な運営のためには不可欠なものでございまして、この為替の評価損、評価益を吸収する部分とでも申しまいしうか、この積立金の部分で吸収しておるものですか、健全な運営のために不可欠なものだと考えておりました、これは取り崩すことは不適当と考えておりまして、取り崩しておりません。

○峰崎直樹君 なぜそう言うかという、国土交通省からお見えになつておると思うんですが、財務大臣、取決めがあつたはずなんです。国土交通省、例の自賠責特会の扱いの問題で、今二千億円の返済停止という問題が生じていたと思ふんですね。こういうのを約束しておきながら、実はこれをなかなか履行しないという、こういうことなんです。ある意味ではこの財源、一千五百億じゃなくて、例えば三千億にして、そういうものを約束どおり自賠責の、特に特会というのとはたしかこれは自動車ユーザがお金を払つておる問題ですから、これは早く国民に返してあげる、もう返してあげるという形で進めていくべきなんじゃないかと思ふんですが、この点は国土交通省さん、いかがでございますか。

○大臣政務官(森下博之君) 一般会計から自賠責特会への繰戻しにつきましては、十四年度予算案では一般会計の財政事情が極めて厳しい状況にあること、繰戻しを行わなくても自賠責特会の収支状況等からは同特会の自動車事故の被害者対策事業等の実施に直ちに問題が生ずる状況にはないことから、繰戻しを行わないこととしたしております。

今後の取扱いにつきましては、原則として十六年度までの間に繰戻すとした大臣間覚書に従い、自賠責特会の事業の実施に支障が生じないよう繰戻しを措置してまいりたいと考えておるところであります。

○峰崎直樹君 分かりました。もうそれ以上、あれでしょう、もうちょっと時間もなくなりましたので、税制の問題にちょっと最後進めていき

いと思ひますので。本来であれば厚生労働省の方からもお聞きしたいと思ひていたんですが、ちょっと今日は時間がありませんのであれししたいと思ひます。

そこで、今日のちょっと新聞見て思ったんですが、けれども、政府税調が何かタウニミティンク、税のタウニミティンクをやったということで、何か聞くとところによれば、相当一般の方から批判が随分出ていたと、こういうことで、つまり石弘光さん、税制調査会の会長は、多分、課税最低限の引下げだとかあるいは法人税、法人企業でも七割は税を納めていないと。要するに課税ベースの問題をおっしゃられたと思うんですが、財務大臣も課税ベースの問題は随分、今の日本の税制の中で一番問題は課税ベースが侵食されているんだということをおっしゃっていましたですね。

しかし、どうも今、一回だけのタウニミティンクを聞いていて、これはやはり国民はちょっとお待ちくださいと、政府税調とかあるいは永田町で税の話をしていただくけれども、本当に今の行政についての切り込みはこれで十分なのかねと。そういう歳出カットの問題とか、国民は、政治に対する見方、非常に厳しいときに、いわゆる税負担の増大なんてことを中心にした提言をされるというのは、どうもやはり今のタイミングではちょっと早過ぎるんじゃないかなと。課題としては私もあるように思うんですが、財務大臣、どうですか、その点どのように税制についての改革、考えておられますか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 税という問題は、税の問題は、一般の国民との話し合いますときには税だけの話をすると絶対駄目です。通じません。やっぱり国の財政とそして我々の生活がどうなるのかということと併せて説明しないと、税は高いのか安いのかと言ったら、もう安いのに限っていますよ。それはもう当たり前なんです、そんな話幾らしたって。そこは役人の話なんです。政治家の話はそうじゃありません。

に持っていくか、いやかぬということなんです。ですから、タウニミティンクというの、やり方ですね。私はそう思っています。

ですから、石先生のおやりになった、どんな形か身知りませんよ、知りませんが、恐らく税は高いか安いのか話されたんだと思うんですよ。それだったら、それは安いのに限りますよ。高い高いと言っているのは当たり前です。そうやなくて、そうやなくて、我々の生活今こうなっている、それから社会保障の問題もこうなっている、将来はこういう具合にしていかなきゃいけないんだということと併せて税の問題を考えるとどうですか。そこでいろいろ意見が出てくる。私は、今願わくは、意見を聞いてもらうだけで回ってもらったら結構やと思っております。

○峰崎直樹君 そうすると、今の塩川財務大臣の聞いていると、意見を聞いてもらう、いや、国民の皆さんが税に対してどんな疑問を持っているのか、どんな要望を持っているのかを、それを聞くだけでいいんだと。ここの考え方をある意味では押し付けるといって、今問題がこういうところにあるからこういうふうにしたいというふうな、そういう政策提言は余りない方がいいと、こういうことなんですか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 恐らく石先生のおやりになったのもそういうスタンスだったと思ひます。先生がこうしたい、ああしたいと税のことについて意見は言っておられないと思ひます。そうしますと、一般の国民の方も、あれは高い、これは高い、これをこうしろというの、これは高り前だと思ひますが、そこを一回謙虚に聞いて、やっぱりどこにそのいろんな問題点が潜んでいるかということ、それを抽出して、そしてその上で、そうか、しかしながら政治全体として、将来の経済の向かう方向を見てならば、こういう具合にしたらどうですかという案を作って、そしてその案を、そしてもう一度やっぱり国民との対話を進めていくと、そういう手順を踏んでいかなきゃならぬので、一発で、これは集会で集まって

こられた方なので、一発でそれで意見が分かりましたと、よく分かりましたと、そんな簡単なものじゃないと思ひます。

○峰崎直樹君 そうすると、財務大臣ですね、税に対するもう最高責任大臣ですから、日本の社会の例えば社会保障をどうしませ、こういう問題がありますよ、税はこういうふうになりますよ、その見取図。それから国と地方の関係、こういうものについても、地方自治体との税源をどうするとかいろいろ出てまいりますね、交付税をどうするかとか。あるいはその前に、行政体制を少し合併しろとかという、これはもう持論でいらっしゃると思うんですが、そういう姿をいつまでに、いつごろまでに作らなきゃいけないんですか。早く作らなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、これは経済財政諮問会議の役割なんだというところをおっしゃりたいと思うんですが、塩川財務大臣としては、そのタウニミティンクに行っていくという要するに税を考えていただくのは、こういう社会保障、こういう国と地方の関係、こういう絵姿をいつごろまでに作られようかとされているのか、あるいは政府としてはどう考えておられるのか、その辺りは教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正太郎君) もう既にできていますよ。それは最高の理想の、お釈迦さんの住んでいるような天国の理想のそんなものはできませんけれども、しかし現実の、今の我々が生活している現実の社会で、そこでこの点は改めてこういう具合に良くしていきたいとか、あるいはこれはこの欠陥は正していきたいというものを、それは絶えずやっています。この委員会でも、それもういつでもその問題が議論されていますからね。

ですから、空想的なものを提示するんじゃないで、現実の問題に立脚した話を説明をしていく。私はやっぱりそこに、やっぱり政治家の説明とそれからいわれるペーパーだけの説明とは違ってくると思ひますので、私たちは、そういう国民対話を進めるのについて十分な措置を講じていきたいと

思っております。先生なんかでやっているのがそうでしょうが、それは自分では質問しておるようなことだけやっていないでしょう。国民とのいわゆる、帰られて支援者の座談会なんかやってたててそれは違うでしょう、話が。やっぱりそういうことが心が通じて、それで政治が理解されるんで、そんな一つ一つの断片的に、これはどうだ、これはどうだとやって、全体が分かるもんじゃありません。

○峰崎直樹君 もう何だか圧倒されてしまっている、個々の問題を挙げれば、いや、一つ一つ問題が挙がるといっているのははっきりしているんですよ。問題は、その将来像を、例えばよく租税負担率あるいは国民負担率、私は公的負担率と言っていますけれども、そういう負担率はどのぐらいにするのかとか、あるいは介護や年金や医療の税負担は、今、税投入しているけれども、これは本当に税投入するのがいいのかとか、保険と税の関係どうするかとか、そういうものの全体像というのはまだできていないんじゃないですか。個々の問題で言っているけれども。

だから、国民がやはり、そのときに対症療法的にやっただけでは、これはなるほどなるほどと聞いているけれども、しかしそれはいつだって、全体、日本の社会、将来どうなるんだろかねというの、はさっぱりまだ分かっていないんじゃないですか。私は寡聞にして、自民党の、いや政府の税制調査会の答申というのはよく見ますが、自由民主党というのはそういう税制の将来の日本社会のビジョンというものを、私、あるのかなというのを一遍、あつたら是非見せてもらいたいなと思ひます。つまり、それをもって国会の中に、政権の中に入っている、塩川財務大臣も昔、税制調査会の会長やられていたんでしょから、そういうのがあつたら一回我々に見せていただきたいなというふうに思ひます。

もう時間がないので、最後にそのことを申し上げ

○国務大臣(塩川正十郎君) それじゃ、社会保障やとか税だとかあるいは教育だとか、それぞれでございませうけれども、この委員会として一番肝心なのは、それじゃ、おっしゃるように税はどうなっているか、税の将来どうするかという一つの方向付けできたやつがございますので、これは財務省でしっかりしたパンフレットできておりますので、先生のところへお届けいたしまして、是非ひとつこれを御検討していただいて、また議論のなにしていただければ結構だと思います。

○峰崎直樹君 自民党のはないんですね。自民党の税……

○崎崎直樹君 あります。

○国務大臣（塩川正十郎君） 自民党はどういう格

好でやっているんですかね。

○峰崎直樹君 電話帳だけじゃないんですか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 各部門のことですよ。

ていますし、それをまとめて選挙のたびごとに自民党の政策と言ってやっておりますから、今年の党大会でもやりましたから、それをお届けいたします、それじゃ。

○峰崎直樹君 是非ただきます。

○委員長(山下八洲夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時三分開会

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融  
委員会を再開いたします。

財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田卓二郎君 それでは、財務大臣と金融担当大臣に御質問を申し上げます。

全部で四問準備をしておりますで、時間が三十分でありますので、私もできるだけ短く質問をして、簡潔なお答えを賜りたいと思います。質問の順序は御通告申し上げた順序とちょっと違えておりますけれども、御了承いただきたいと思っております。

最初に、今、医療保険制度の改革案がこれから国会にも提案されようとしているわけでありまして、その中身について、そして同時に、特にこの財源問題についてお伺いをさせていただきたいと思います。

私の基本的な考え方をまず申し上げますと、この医療改革案の方向には賛成であります。よつて、法案には賛成するつもりでありますけれども、まず基本的に、高齢者医療制度の適用年齢をも、七十五歳以上まで持っていく、これは、平均寿命の延びている現状とか、大変皆さん七十を超えても活力のある方々が多いわけですから、この方向にも賛成です。そして、国庫負担を三〇％から五〇％に上げることについても、これも私の持論とも一致するわけでありまして、賛成をしております。

ただ問題は、この高齢者医療費の問題の基本的な点というのは、これをだれがどういう形で負担するかということに私は尽きると思っておりまして、国庫負担割合を三〇％から五〇％に上げるということは、それは、保険に加入している現役世代の保険料で賄う方向から、より広い層に負担をしていただく税の負担にシフトしていく方向だろうというふうに思うわけでありまして、実はこれには私もかねてからそういう方向がいいんじゃないかと思っておりましたので、賛成をしているわけです。

ところが、今回の改革案では、それでは三〇％から五〇％に負担を上げる、そのために必要な財源をどうするかという議論がはっきりとしておりません。

事務当局のお話を伺いますと、当面の負担増というのは出てこない、少なくとも今審議中の来年度の予算においては負担増は、これによる国庫の負担増というのは予算計上する必要がないということではありますが、ただ、今後の高齢者医療費の推計というものを、これは厚労省が推計したものでありますけれども、見ておきますと、現在大体十一兆円、これが二〇〇五年度には十五兆円、二〇一〇年度には二十兆円、そして二〇一五年には二十七兆円と、大変なテンポで増額を見込んでいるわけありますから、これの負担をどの財源でやっていくかということは私は明確にすべきだと思ふんです。ですから、本来、改革案が完結したというためには、これについての負担の方向というものを同時に定めることが望ましいのではないかと私は思うわけです。

私の考え方では、これは消費税で負担をしていくのがいいんじゃないかと思っております。今直ちに消費税を上げるとするのは景気動向から見ても無理だとしても、少なくとも財源としてはそれができるだけ早く明確にして、スケジューリング的に国庫負担の引き上げに合わせて消費税の税率を変更していくという仕組みをセットするということぐらゐの対応は私は国庫当局としては考えるべきではないか、そう思うものですから、塩川大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(塩川正十郎君) 私は、高齢化が進んでいきますと、今、先生のおっしゃるような方向に行かざるを得ないと思うんです。やはり、消費税を中心とした間接税によって広く薄くこれを負担していくということにならざるを得ないと思うんです。今、当面の問題ではないと思っておりますが。

それともう一つは、私は、もっと高齢者に負担させた方がいいと思うんですね。ちょっと高齢者の負担というものは今の制度から見まして甘過ぎるんじゃないかと。もう少し高齢者といえども社会的負担をしてもらっていいと思いますね。

というのは、こういう数字がございます。年収

五千万円以上といったら、今までだったら大変な数でございましたが、少なかったんですが、今、五千万円以上というのはもう相当数あります。この方々が年金をもらっているのは二七％なんです。この方々のを調べてみますと、ほとんど貯金で、そのまま振り向きもしていないんです。そのままたまっておるんです、郵便局に、郵便局や銀行に。それから、一千万円以上の人、所得、年収一千万円以上で年金をもらっている人、この方が約二〇％おるんです。この人もほとんど年金に出し入れをしていないんです。

こうなりますと、私は、もうこういう方々の御苦勞だけでも、年金は保険ですから約束どおり払わなきゃいけませんけれども、そういう方々は辞退してもらっていいんじゃないかと。そして、それじゃ全く損かというと、そうではなくて、その間、辞退しておる間の合計額の倍額でもいいから相続財産から引いてやると、そういう姿勢があるんじゃないかと。そうすれば、立派に年金が保険の給付にも、年金の補助にもなってくるんじゃないかと思うんです。私は、そこらも考えるべきだと。画一的に、年が来たから年金を当てるんだと、こんなことではもうもたなくなってくるんじゃないかと私は思います。

かつて、松下幸之助さんが、老人の日に門真市から座布団一枚と五千円持ってきた、そしたら突っ返して、持って帰れと、もう突っ返された。私、そういう精神がやっぱり一般にあると思いますけどね。先生、どうですか、こういうのはひとつ野党から提案してもらったらどうでしょうか。私は応じると思いますよ、相当。

○浜田卓二郎君 私は野党の立場で質問しているわけじゃありませんけれども。

今、質問申し上げた点は、私は、国庫当局としての責任という点でありまして、先ほど峰崎議員からも税についての包括的な御指摘がありましたけれども、やっぱり国の力が落ちているということとは、この財源について、税についての議論が十分にできないという、特に税をどうやっていたのだ

くかということについて非常に避けて通るようになる、これは取りも直さず国としての力が落ちていくことだと、私は実はそう思っているわけでありまして。

今回の医療改革の中でも、私は、もう財源は、これだれが考えても、もちろん異論はあるでしょうけれども、大勢はやっぱり消費税というものを導入してそれをどういうふうな税全体の体系の中で生かしていくかということについてはほぼコンセンサスはでき始めているわけですから、それをやはりきちんと、国庫負担を上げる、何のために上げるか、老人医療費の問題のために上げる、そういう明確なことが行われることに併せて消費税の問題もきちんと位置付けていかないと、それだけ取り出して別の機会にというのは、これはなかなかできない話でありますから、消費税導入のあのときの困難さ、それを克服した国庫当局の努力というものを私は忘れないで、こういうときのこのきちんきちんとした財源論はやっていただきたい、そういう趣旨で申し上げたわけでありまして、これは答弁は要りません。

それから二番目に、今、今日の株価も若干また上がったようでありますが、一進一退はしておりますけれども、ここ数日間大変明るい空気になっております。

私は、今回の補正予算、それから追加的なデフレ対策、これは政府の、大臣はどうおっしゃるかとは別にいたしまして、政策転換の現れだと私は受け止めております。去年にここで補正の性格を議論させていただきまして、これはセーフティネットの創設であって、決して景気拡大とかデフレ阻止とかそういうところまで踏み込んだ話ではないという御答弁をいただいた記憶があるわけですが、確かにデフレ阻止ははっきりおっしゃるようになりまして、これはかなりの政策転換が実現しつつあるなと私は好感をいたしております。そしてマーケットも、私は政府の政策転換を待っているという気がするんですね。今回のデフレ阻止策というのは、午前中にやは

り峰崎議員も指摘されておられましたけれども、例えば空売り規制というのはルールの変更ですから、そういうある種の人為的な手だてによって株価が上がる条件を作ったという面があるわけで、必ずしも実需そのものではない面があります。しかし、デフレ阻止策までは踏み込んだということ、私はマーケットが好感しているという点はあると思うんですね。それと同時に、この株価が上がってくるということがいかにいろんな人々のマインドに影響を与えて明るい空気を作るかということも、この数日、私自身見せていただいたような気がするわけです。

ですから、私はこれからもう一つ踏み込んだ対策が欲しいなというふうな思っております。やはりデフレが阻止された、そして景気が拡大に転ずるという大前提は、株価が下げ止まった、あるいは反転し始めた、そして同時に土地が下げ止まった、そういうことが明確に認識されて、私は景気の局面というものは変わってくると思うわけですから、その株価の重要性というものを十分認識していく必要があると思うわけです。

それともう一つは、もっと個人投資家に株式マーケットに入ってきてもらう方がいいと、そう思っております。今、間接金融から直接金融というふうな一つの流れが言われておりますし、政府もそういう方向を目指しておられると思っておりますけれども、やはり直接金融が本場に一般的に根付いていくためにはもっとこの株式マーケットの厚みというものを増していく必要がある。そのために、個人投資家の更なる参加ということは、別の言葉で言えば、個人の金融資産の配分の仕方の中に株式投資というものがもっと安定して入っていくということが必要だと思っております。

そういう観点から、私は、この際思い切ったキャピタルゲインについての非課税というのを踏み出して打ち出されたらどうか。まだこれから年度途中の税制改正もあるというふうな言っておられるわけですから、私は、そういう措置でしっかりと株形成というものを目指していくという

ことが適当ではないかと思うものですからあえて、あの有取税を廃止して譲渡所得課税に一本化してきた過程はよく承知しております。あのころは有取税さえ廃止すれば個人投資家はもっと呼び込まれると我々も思ってた議論をしてきたわけですから、必ずしもそうではない面があります。ですから、やはり、ここは時限措置でもいいです。思い切ってキャピタルゲイン非課税というのを打ち出されてみたらどうか、それを提案申し上げたいと思っております。御見解を伺いたいと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 株価対策の一環として税を考えたかどうか、こういうお話でございました。

もう今、先生がよくお分かりになっておられて、お話しになったことの繰り返しみたいな話になってしまいますけれども、基本的には株価というものは市場にゆだねるべきもので、それに対して空売り規制などをいたしまして、それが株価に影響を与えたということになりますと、これも先生がお話しになりましたように、そして午前中の議論でも出ましたように、官製相場ではないか、こういうお話も出てまいります。

そこで、税でやったらそういうことの御議論にならないのかどうか、そのところが私どもとしてはまたいろいろ御意見を伺わなきゃならない部分だというふうには思っております。

とはいいながら、昨春秋には証券税制のお願いも、改正の見直しをお願いもいたしまして、これも、個人投資家の更なる参加ということ、別の言葉で言えば、個人の金融資産の配分の仕方の中に株式投資というものがもっと安定して入っていくということが必要だと思っております。

ただ、中身は、もうよく御存じでありますから申し上げませんが、今先生がお話しになったようなこと、かなり満足している部分もあるのではないかなというふうに思います。

私どもとしても、今このお願いをいたしました件も、公平中立といった税制の基本原則から見ても、異例の措置と考えておまして、その中で最大限

の配慮を行っていることを御理解いただきたいと存じます。

○浜田卓二郎君 当局としてお答えになれるのはそんなことかなと思って聞いておりましたけれども、よく頭に入れておいてください。もう株価は大丈夫だというのは間違いですよ。やはりかなり、特に海外からの日本のマーケットに対する見方というのは大変厳しいんですよ。私は、ドイツ人の、ドイツ人じゃなくて、ドイツの金融機関の勤めている友人がおりまして、よく意見交換するんですけれども、そんな楽観しちゃ駄目ですよというのをもう絶えず言いますね。だから、かなり海外の見方はまだ厳しいですよ。

だから、要するに、手続を変えて、ルールを変えて、空売りしていたのを大急ぎで買い戻させて、それが一つの起爆剤になったことは事実ですけども、もう一步踏み込めと、私が今日言ったことをひとつよく御記憶をいただきたいと思うんですよ。

ドイツの例で申し上げました、ドイツのことを言いましたから一つだけ例を引きますと、ドイツは今以上一年以上の保有株式については一切その譲渡課税も含めて無税になっているんですね。それを導入したのが一九八〇年代、二度にわたって優遇策を導入したんだそうですが、その後、九五年、九九年と個人の金融資産に占める株の比率というものは急速に増えていまして、現在は言うまでもありませんけれども、日本では五、六%と言われておりますけれども、かつて二、三%であった間接金融偏重の国のドイツも、現在はもう一三%ぐらいの個人株式保有比率というのが増えていくわけですから、逆です、違いますね、個人金融資産に占める株式の比率というものは増えておりますので、そういうことも頭に置きながらひとつ取り組んでいただきたいというふうに思います。

この関連で柳澤金融担当大臣にお伺いいたします。先般は我が埼玉県の代表団にお会いいたしまして、大変ありがたうございました。実は埼玉県、

別に地域のことだけ申し上げるわけではありませ  
んけれども、中小企業の町というのは今大変しん  
どい思いをしております。特に金融面でしんどい  
思いをしているわけでありまして、銀行が普通  
だったら貸してくれる、あるいはもう決算期で、  
月末で、この日に約束をしてくれた、これで生き  
延びて何とか回復をしようとしている矢先に金融  
が止まったとか、それでも目の前で友人が倒産  
していく姿というのを私はしょっちゅう見ている  
わけでありまして、そういう思いをこの県会議員  
の人たちがアンケート調査を取って取りまとめた  
のを大臣のところへ持っていていたわけですが、

一つは、こういう御時世だから、中小零細企業  
に対する融資についてモラトリアムを出せという  
ことであります。もう一つは、中小金融機関、  
特に信用金庫、信用組合に対する金融検査のやり  
方を、大銀行に当てはめる金融検査マニュアルと  
はちよっと一味も二味も違った、実情を踏まえた  
検査をやってくれというダブルスタンダードを適  
用せよという話でありまして、両方ともかなり、  
特にモラトリアムというわけにはいかないだろう  
と思います。

しかし、私、景気回復が近いという状況の中  
で、もう一息頑張れば生き残れる、もう一息時間  
をもらえれば回復できるという企業はたくさんあ  
るわけです。ですから、本当に駄目になっちゃう  
企業が、それを、やはりこれは不良債権問題の本  
質になりますから処理していかなくちゃいけないで  
しょうけれども、私は、やっぱりある程度のそう  
いう弾力的な見方をして、少し例えば金利を払え  
よと、だけれども、三年で返せよという期限が  
来たやつをもう二年延ばしてやる、もう三年延ば  
してやる、そういうことでこの苦境を乗り越えら  
れるという面は多々あるというふうに、大変ミク  
ロな話で恐縮ですがけれども、地域では実感をして  
いるわけでありまして、そういうことに基づいた  
県議団の要請だったというふうに私は受け止めて  
おりますので、ちょっと柳澤担当大臣の温情あふ  
る弾力的な御答弁というのをひとつ聞かせてい

ただきたいと思ひます。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 浜田先生の御熱心なお  
訴えは、気持ちとして大変私も理解をするわけ  
でございます。

問題は、やはり融資というのは基本的には民間  
企業たる金融機関と貸出し先の合意に基づいて行  
われるということでございます。今おっしゃら  
れたようなことで私どもができるというのは、何  
かそういうものをブロックするような制度をし  
て、それを金融機関に当てはめることによって間  
接的にそういう結果をどう生み出しているん  
じゃないかということであろうと、こう思うわけ  
です。

そういう観点に立つて、私どもはその金融機関  
が遵守すべきルールというものについてどうい  
うことをやっておるかといえば、それは、中小零細  
企業というような方々に対しては、もう単に財務  
諸表でもって数字で判断するのではなくて、もっ  
と立体的に奥行きのあるところまでよく勘案して判断  
しろということ、これはもうきっちり書いて  
ございまして、そういうことを配慮することは何  
ら問題でないと、こういうことになっておるわけ  
でございます。

今、先生仰せの、特に言及されました元本モラ  
トリアムというか、元本の償還期限の延長の問題  
も、これは別段できないということを書いてお  
るわけではなくて、むしろできるということにな  
ってございまして、むしろできるということにな  
るわけは条件緩和の債権に通常になりますから、引当金  
がたぶん積み増されるというふうなことになるわけ  
ですが、これを回避するの、実は金利条件で  
もってそのリスク部分をしっかりと上乗せした金利  
をお支払いいただければ、それはそれでそう別に  
債務者区分を変えなくてもよろしいということ  
でございます。いざにせよ、そこところ  
が何か制度的に隘路になっていて、そういうことが  
できない仕掛けになっている、そういうインフラ  
になっているということはないということござ  
います。

私から、釈迦に説法で大変恐縮ですが、申し上  
げられることは以上でございます。

○浜田卓二郎君 そうですね。柳澤大臣は柔  
軟な方ですから、頭の中では、同じマニュアルの  
適用でも、実態をよく見ろということはあると思  
うんですね。でも、現場において、これは直接確  
認できている話ではありませんけれども、延期し  
ている、少し期限を延ばそうとしているやつはす  
ぐ要注意にされるとか、引き当てを更に積みと言  
われるとか、そういう非常にしつこく定規な運営  
が結果的には、生き長らえていける、また頑張っ  
ていける企業にまで引導を渡すような結果にな  
ると。後で共産党さんから厳しい質問があるよ  
うですけれども、私の方は、そういう実態とい  
うのをよく勘案して、より弾力的にやっていただ  
きたいということを重ねて申し上げておきたいと思  
います。

最後に、これは塩川大臣の御所見を伺いたい  
んですが、中国の元の、人民元のレートの話なん  
ですね。私も現場で記憶いたしておりますけれど  
も、昭和四十六年、一九七一年のあのニクソン声  
明の前後、あのころの日米関係と現在の日中関係  
というのは酷似していると私は思っているわけ  
です。

当時、基礎的不均衡という言葉が盛んに使われ  
ました。日米間には基礎的不均衡がある、よっ  
て、日本の輸出攻勢はけしからぬと。それが課徴  
金の議論になったり、あるいは輸入割当てみたい  
な話になったり、更にはアメリカの自動車産業の  
ローカルコンテンツという、部品は国内で何%ま  
では調達せよという話になったりということであ  
りまして、アメリカだけじゃなくてヨーロッパ諸  
国も含めて日本に対する通貨改定の圧力というの  
は物すごく高まったわけでありまして。その結果、  
円切上げになり、そしてそれほど時間を置かず  
にフロートした。そして三百六十円が一時期は百  
円を割るみたいなところまで行ったわけでありま  
して、私はそれ以上の基礎的不均衡というのが  
今、日中間に存在するのではないかと、いうふう

思っております。

これが、護送船団でやっている業界における話  
ならいろんな議論があり得るんですけども、製  
造業ですとね、最も世界で合理化が進み、競争力  
を誇ってきた製造業が、特に今その下支えをして  
いる下請零細中小の部門でとてつもない空洞化の  
波に洗われているわけですよ。昨日まで注文が  
あったのにあつという間に中国に生産拠点が移っ  
ちゃった、あるいは下請先が中国に持っていけれ  
た、そしてばたつと受注が途絶える。私は、この  
ままま行きますと日本の誇る製造業の足腰とい  
うのが本当になくなっちゃうんじゃないか。これは  
かなりの、私の具体的な支持者名が何人でも浮か  
ぶんですけれども、かなりの努力をしています  
よ。そういう人たちがもう真っ青になっている。  
どうやって生きていけばいいんだ。だからそれ  
は、産業構造が変わるということ、どうやって  
生きていけばいいんだという、生きていく先をみ  
んなが見付けるから徐々に産業構造は変わるん  
です。私はあの当時のヨーロッパやアメリカとい  
うのもそうだったと思うんです。そして、日本に  
迫った。そして、日本の通貨改定が行われた。そ  
ういう、ある種の時間稼ぎかもしれないけれど  
も、やはりローカルコンテンツ法を出し、それか  
ら通貨改定を迫り、そして製造業が徐々に産業構  
造の位置付けを変えていく、そういう時間的余裕  
も作ってきたわけですよ。

確かにこの前、事務当局のお話を聞きまして、  
ストリートになかなか言えない、日本だけが孤立  
しているというような状況も理解できます。アメ  
リカやヨーロッパが必ずしも中国に対して被害者  
意識を持っていない。それにはやはり日本より進  
んだ資本主義の段階というのが彼らが実現してい  
るからだろうと思うんです。

私はやはり演説を、なぜかという、余り細か  
な話の御答弁はいただけないと思っておりますか  
ら、思いのたけだけを先に申し上げまして、最後  
に財務大臣の御答弁を承りたいんですけれども、  
私はやっぱり、個々の企業の合理化努力を超えた

部分の不均衡というのは、やはり政府がある程度配慮してあげて、時間を作ってあげて、そして産業構造が円滑に変化していく、そういうソフトウェアと、少なからず、それが政治だと思ふんです。ですから、少なからず、円が百三十円ぐらいになったら中国の当局が、円安はけしからぬと、そんなら元を切り下げるぞと、そういう言い方を放置して、ああそうですかと聞いているような政府であつては、これはもう中小企業、零細企業はもたないという気がするわけです。

ですから、私は、日本が孤独であつても、やはり日本の言うべきことは、やはり元を正常なレートまで戻せ、切り上げろ、そしてできるならばプロトセッセよ、そういうことをまず主張すべきであり、それに同調者がいないのであれば、それは、中国がもうWTOにも加盟した。もうIMFの八条国に移行してからもう何年たつんですか、五、六年はたっているわけですから、多くの同じ仲間を作れるような環境整備を私は日本政府としてやるべきであり、それは通貨当局でもある財務大臣のお仕事ではないかと思ふので、その点についての御所見を伺つて、質問を終わります。

○国務大臣(塩川正十郎君) 本当にいい質問をしていただきました、ありがとうございます。いや、私たちは本当にこれは今一番頭の痛い問題の一つでございまして、これは何も日本だけの問題じゃなくて、アメリカも相当苦しい感じでは見ておりますし、ASEANプラス3の会議でもこの問題が出てきておる。けれども、面と向かつてそれぞれの国の為替に対してくちばしを入れるということはお互い外交上の問題もあつて避けておるところですけれども、しかし、これに対する関心は共通の認識を持っているということは事実でございまして、G7に私行きましたときにも、アメリカだけではございませぬ、英国もそのことをはっきり言っていました。それからカナダも、何で中国はあんなにベッグを解かないんだらう、物すごいとにかく為替管理をしているという

ことで、対する非難はしております。けれども、だんだんとそういうことが国際間における声として高まってきておりますので、だんだんと解除をされていくのではないかと。特に、WTOに加入しましたので、これから貿易と実取引の間に合わせてそういう問題の解決、いわゆる値段の方で解決してくるということが起こってくるんじゃないかなと思つておりまして、もしばらくこれ辛抱してみよう。しかし、世論を国際的に、国際的世論を起こそうと思つて私たちが努力をしておりますので、お許しいただきたいと。

○池田幹幸君 終わります。

○池田幹幸君 日本共産党の池田幹幸でございます。借金、信組の破綻の問題について伺いたいと思ひます。

昨日、私どもの党の大門議員が具体的な例を挙げまして、大阪の例、東京の例挙げて質問しましたので、挙がつておりました大阪相互信託金や船橋信託金の具体的な例についてはちょっと今日私はお話しするのを省かせていただきますが、省略させていただきますながら質問したいと思ひます。

そこで、昨日、大門議員が取り上げたのが大阪相互信用金庫の受皿である大阪信用金庫、これの問題で、大阪信託金の方は、つまり受皿の方です。ね、債務が幾らになろうと、ある業種については、区分が正常先だろうが何だろうが、もう一切引き受けないということをや預金保険機構の了解をいただいているという文書を流している。その文書もお示ししたと思ひます。

そこで預金保険機構に伺いたいんですけれども、一体預金保険機構というのは、そういう債権者の査定とか区分ですね、分類、それからある業種についてはもう一切引き受けまかりならぬと、そんなことを指示したり了解したりする、そういう立場にあるんでしょうか。

○参考人(松田昇君) お答えいたします。昨日も申し上げたこととさせていただきます。破綻金融機関の貸出し資産の切り分け作業、これは金融整理管財人、破綻金融機関の金融整理管財

人と受皿金融機関との協議によって決まるものでございまして、この作業に私どもがくちばしを入れるとかかわる、そういう立場には全くございせん。

○池田幹幸君 それでは、そういう立場にない、また実際をいうことはやらないという、ことだと思ふんですね。うなずいておられますか。

そうしますと、何でこの管財人がこんな文書を出したのかということですね。了解するはずのないことを了解済みと言つた。

結局、管財人というのはやっぱり金融のプロとして送り込まれているわけですね。そういった大阪信託金の役員の方がまさにこういう文書を出しているということは、これは誠に不正なやり方としか言いようがないわけですね。こういう文書を受け取った側は、預金保険機構まで了解している、仕組みなんかみんな知りませんからね、了解しているんだ、ああそうかそうかということでは唯々諾々としてそういうやり方をやっていくだろう。どんどんどんどん切り捨てをやっていくということになります。こういった切り分け作業ということをやっている管財人、これについて、これは柳澤大臣に伺いたいんですが、こんなのを放置しておいていいんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私ども、金融機関が破綻をした場合に原則として、国有化というようにすることでない限り、この管理を命ずる処分というのを打ちまして、具体的にその仕事をする者として金融整理管財人というものを任命するわけでございます。多くの場合、法律家一名、それから金融精通者一名というのが、特に信用組合というよう小規模な金融機関の場合にはこういう人選をいたすわけでございますけれども、この方々は当然、法律家でもある、また金融の精通者でもあるという立場からいって、今おっしゃられるのがどういう、何というか、ことを含意されているか、ちよつと池田委員の含意されていることもあれですけれども、どうもそのケースの場合も、最終の

姿ではやはりそういうものではないやり方をきちつと取られたということとございまして、そういうような有資格者の方は当然そういうふうな、途中の若干のつまづきみたいなものはあつても、すぐにそれに気が付いて修正なさるということに進んでいるのではないかと、このように考えております。

○池田幹幸君 ちよつとそれは実態からいって違ふんじゃないかと思ふんですね。

私、取り上げているのは、今取り上げたのは大阪相互信託金の管財人の方のやり方についてお話ししたんです。これは、現実にはこういうふうなことを、大阪信託金、受皿の方がこういうことを言っているのを一緒に管財人が連名で出しているんですからね、文書は。ごらんになったとおり、昨日、ですから、これはもうとんでもない話なんです。うそを言っているんですから、金融のプロが。

こういうふうなことをやってまで、何をやるうとしていかうことはこれからお話ししますけれども、やられていることについては、一番はつきりしたのは、先週の十五日に臨時総代会が開催されました、相互信託金。これは結局、結論を申し上げますと、総代が抗議をして、結局は事業譲渡の提案は否決された。否決されたわけですね。だから、今の段階では大阪信託金に譲り受けできないと、こういうことになるわけですが。今後、裁判とかなんとかあるんでしょうけれども、要するに今の時点はつきりしていることは、総代会でこんなとんでもない大阪信託金には譲り受けまかりならぬという結論が出たんですよ。ということとは、とんでもない管財人だ、とんでもない受皿機関だということ、そういう判断を持たれたということですよ。そうでしょう。それ持たれた内容は、今日はもう時間ありませんから私の方からお話ししますけれども、私どもが調査したところによつても、とんでもないこととやられている。そもそも出発点では、大阪信用金庫と関西さわや銀行という二つが受皿として手を挙げたんで

すね。ところが、会議になるとこの大阪信金がどういうわけか知らぬけれども大変なことで、どなり散らし、弁護士と金庫をどなりつけ、ともかくも大阪信用金庫に基本合意を迫ったわけですね。ということがあるんですよ。そういうことを我々ももう調査でわかったし、組合員の方々もこういうこと聞いているわけですね。そういうところで、こんな連中に任せたら大変だということでも否決されたんです。

こういうことがあるわけですから、これはもう金融庁としてはこういう管財人選んだ責任あるんですから、直ちにこの管財人、首すげ替えて、きちんとした形でやらせるべきじゃないか。そしてまた、受皿機関についても一からやり直す、選定もやり直すということをやらねばならないとありませんか。時間はありませんよ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、今、池田委員の触れられた株主総会のことについては報告を受けておりますけれども、その後、その余でいろいろ御言及されたことまでは報告は聞いておりません。

そういうことでございますけれども、私どもとしては、今言ったように法律家、それから金融精通者という者をきちんと選出させていただいておられますので、若干の蹉跌はある、人間ですから、私はあることも可能性としてないわけではないと考えておりますけれども、それは直ちに修正をされて適切な処理をなさってくれるものと、このように御信用を申し上げている次第でございます。

○池田幹幸君 いや、もう事ここへ来たら、そんな管財人にこういった状態を処理する当事者能力はないですよ。金融庁はきちんと責任を取るべきですよ。できる人にちゃんと替える。選定作業もやり直すということをやらねばならないことを申し上げておきたいと思ひます。

さて、続いて、今度は受皿への、持参金と言ったまた金融庁、頭にこられるでしょうが、私はあえて言いますが、持参金の問題について伺いたいと思ひます。今日は資料をちょっと配らせ

ていただきました。

まず、一般論として預金保険機構に伺うんですが、破綻処理の中で結局債務超過がどんどん増えていくということがあります。要するに追加引当金が必要になるということが生じるわけで、そういったことから起るわけですが、そういった追加引当金、これが必要になることによって受皿金融機関に対する金銭贈与、これがどう変化するか。これはもう当然増えていくと思ひますが、そのことを簡単に答えさせていただきます。

○参考人(松田昇君) 現在のようない経済情勢の下では、金融機関の破綻から譲渡までの時間の経過に従って資産劣化が進むと、この傾向はもう顕著なものがあります。したがって、時価が下落するなどによる担保評価の修正の必要など、これはもう当然のことながら増額の原因ということでも出てまいります。

また、破綻した後、改めて金融整理管財人が自己査定をやり直すということになっていまして、それをまた公正な第三者の監査法人がチェックをするということでも出てくる結果というのを見ますと、往々にして破綻時あるいは破綻前の金融機関の自己査定よりは増額になるということもありません。

また、優良貸出し先が取引を他行にシフトすることによる優良資産の抜け出しもありますし、事業譲渡に伴うコスト、これが掛かります。

そういうことが重なりまして金銭贈与額が膨らむと、こういう傾向にあるということでございます。

○池田幹幸君 そのとおりだと思ひますね。そこでこの資料を見ていただきたいんですが、これは受皿として手を挙げました東京東信用金庫、これは船橋信用金庫の受皿。東京東信用金庫を例にして、ひがしんと言われるんですね、東京東信用金庫、ひがしん、これを例にしてお話ししたいと思ひます。

これは、仮に一億円の債務者区分、これはランクがこう引き落とされていったという場合を想定

しているわけですが、そもそも金融庁の検査を経て、そして正常先とされていた債務者、これが正常のままなら、私「〇万円」と、ゼロとしました。ゼロじゃないんですよ、ほとんどゼロですよ。それが要注意先、ここに落とされまますと結局三百万円、これ追加引当金が必要になってきます。それが要管理先になると一千万円、破綻懸念先ということになりますと三千万円という、これはもう大体担保を七割と見て大体やったのがこういう数字なんです。これ実際、ひがしんでやられておることなんです。

こういう状況になって、引当金はそのまま受皿に引き継がれますから、私は持参金というふうにあえて言いたいと思ひますけれども、こうなりますと、結局は国民の公的資金が余分に受皿金融機関に支払われていくことになると思ひます。すね。こういうことであるとすれば、管財人の債務者区分というものは本当に厳正にやらなければ国民の税金がどんどんどんどん使われちゃうということになると思ひます。

その点についてです、その点では認識は一致すると思ひますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 言わば数字の問題としては全くそのとおりでございます。管財人というのはこの財団においても大事な任務を背負っているわけですが、殊にこのように公的資金が絡む場合には非常に大きな責任を持つておるということがまず言えるわけでございます。

もう一つは、今、松田預金保険機構理事長のおっしゃられたとおり、預金保険機構が依頼をする形で外部の監査人も監査法人をお願いしております。そして、そのことによってこの資産の査定というものの公正さを期しているという制度になっておることも御理解を賜りたいと思ひます。

○池田幹幸君 正にその監査法人を置いてそういうふうなやっているとすけれども、その監査法人に対して、例えばこのひがしんの場合だと、受皿もひがしんの職員と、それからその管財人補佐人、これもまた後でお話ししますけれども、一緒

になって、要するに、これはもう正常先じゃないんだ、破綻懸念先にしるという形で強要して、監査法人、この監査法人の職員が困り果てているといった状況がこのひがしんでは起こっているんですよ、ふなしんの破綻処理では。そういう実態が起きております。

例えば、昨日、大門議員がこのことについても具体的に具体例を示してお話したと思ひますけれども、要するに、正常先を二割にしる。金融庁の検査では正常先六割だったんです、ふなしん。その六割を、正常先は二割にしなさいと、四割はもう全部ランク下げなさいということをやったんです。そういうことについて大門議員が質問したのに対して、柳澤大臣は、そんな事実はないと、補佐人はそんなことは一切していないというふうにお答えになりました。しかし、これは大臣、実際現場を残念ながらお調べになってお答えになったんではないと思ひます。私たちは実際調べました。現実にはこれ、やられているんですよ。

ですから、何といひますか、想像で言われたら困るんですよ。現実の問題なんです。だから、大臣のところへ上がってきている報告ではそんなことやっていませんと言っているかも知れぬけれども、もう一回本当に調べてみてください。私たちが調査団が全員このことは確認しています。現場で働いていた人たちがそれをしかりと経験されたんです。このことについてはしかりと事実を調べてもらいたいと思ひます。

そこで、このことについては調査を私は求めたいと思ひます。このことについて改めて、昨日の今日ですから答弁は要りません。

そこで、そのことについて私、具体的な証拠といひますか、そのこととお示ししておきたいと思ひます。何もはずみでやっていると云うんじやない、方針きちんと定めてそれやっていると云うんじやないとお話したいと思ひます。

たつての留意点、こういう文書があるんです。これはひがしんの中で実際に譲受け作業をやる人たちに對する指示文書です。私、手元に今持っておりますけれども、ちょっとこれは余りにも公開するとちょっと問題が起きそうなので公開はいたしません、触りの部分については読んでお話ししたいと思うんです。

もちろんこれ、金融庁、調査なさればこれと同じ文書は必ず手に入るはずですからそれやっていただいたいの思うんですけれども、その中ではこういうことを言われていますね。譲受け作業は、譲受け金融機関を当てにできないので譲受け金庫が行う覚悟が必要と、まず基本姿勢が書かれている。貸出金の査定は預金保険機構の査定に任しても構わないが、預保は極力資金援助を少なくするのが基本姿勢なので、多少無理をしてもすべて自らが行うべきだと。

預金保険機構がやるというのはこれは間違いでして、別のところでもこれは勘違いしているんですね。東京信用金庫の別の資産切り分け基準では預金保険機構委託の監査法人の査定と言っていますから、これは監査法人の間違いだと思っています。そういう意味で、彼らは監査法人の意味で書いてあると思うんですが、監査法人の査定に任しても構わないけれども、結局は多少無理をしてもすべて自らが行うべきなんだと。その多少の無理が相当な無理だと、無法だと私は思いますけれども、そういうことをやっている。

〔委員長退席、理事岡より子君着席〕

それから、ここなんです。後で私、今日の話の中心部分のことについて先にお話ししておきたいんですが、資金援助申請においては、要注意先、破綻懸念先に対する引当金、必要書類に添付する印紙代、担保の移転登記などの費用が資金援助の対象となると。

したがって、資金援助、この額を増やしていくかと思えば何やるか。これは、印紙代とか移転登記なんて、こんなの増えませんか。何だといったら、引当金です。ランクどんどんどんどん引き下

げれば、それだけ引当金のように積み上がっていくわけですから、正に持参金は増えるわけですから。こういうことをきちんと文書でこう指示しているんですね。基本的な考え方、こうやってやりなさいよ、留意してやりなさいよということ、これやっていると、どう思いますか、これ。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ちょっと私、聞いただけですから、何というか、受け止め方もちょっと、それを前提にして物を言うことがいかかと思ふ戸惑いが、迷いが私、心の中にはございいます。しかし、今、池田委員が触れた中で、費用最小原則もあるんでということも十分分かっていくわけですね。分かっているようですね。

そうだけれども、できるだけ無理をしても自分たちの査定が最終の査定になるようにそこは頑張ってみようみたいな話なんでございいますか。全く余分なことだと思ひます。

○池田幹幸君 余分なことといひますと、とんでもないことといふふうには受け止めていいと思うんですが。

それで、そういうことを、さらにその基本姿勢がさっき言いましたようにありまして、要するにどんだんどんランク下げていけば増えるからと、こういう考え方を基礎にして、そういう今余分なことやられたんじやこれたまるわけですか。これは早急に私は調査していただきたいと思うんです。

これ、同じこと、ふなしんでも大阪相互信金と同じようなこと起こりますよ、こんなことやたら。みんな怒って、こんなもの、さっき株主総会とおっしゃったけれども、株主じゃなくて総代会ですね、総代会で同じようなこと起こりますよ、これ。また、起こってしかるべきだと思うんです。そうじゃなかったら地域の中小企業救われなす。会員は救われなす。そういうことを強く申し上げておきたいと思うんです。さらに、まだある。もう一つちょっと伺ってお

きたいのは、このふなしんの職員、これは住宅ローンをこのふなしんから借りているんですね。その住宅ローンについての債務区分、これが今どうなっているか、これは御存じですか。これは大臣に伺ってもあれですけども、事務方で分かりますか。分からないでしようね。債務区分は現在破綻懸念先になっているんです。住宅ローン、職員。

ところが、金融庁が検査した段階では正常先なんです。正常先が今度、破綻した後、破綻懸念先に変えられちゃった。破綻懸念先というのは普通はもうこれ引き取らないんです、受け皿金融機関は、普通は。破綻懸念先はもうRCCなんです、大体が。ところが、このひがしんでは破綻懸念先についても、これ引き継ぐといひます。

大臣、これ、何でこんなわざわざ破綻懸念先に落として、何で引き継ぐかお分かりですか。想像は付くでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫君) それは、今、池田委員が展開された理論、論理からいって想像付きますですね。

○池田幹幸君 そうなんです。だから、結局まず破綻懸念先に落とす、そうすると持参金もあえます。ここまでは、ここまではもけしからぬですけれども、もつとけしからぬのは、これ六月になったら全員一度退職になるんです、職員は。首になる。何人救われるか、また再雇用されるか分かりませんけれども、ともかく全員一度解雇。そこで退職金を受け取れます。

〔理事岡より子君退席、委員長着席〕

退職金を相殺するんです。これ、住宅ローンと。だから、もう確実に回収できるんですよ、確実に。それをわざわざ破綻懸念先にする。これはまるで税金のだまし取りじゃないですか。そう思ひませんか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今のお話も池田委員から聞いているだけのお話ですから、それについて私が確定的なコメントをするというのはやっぱりちょっと迷うところがありますけれども、今おっ

しかったのだと、形式的にこの人のお勤め先、つまり船橋信用金庫は破綻をしたと、だからこれはそこに勤めている職員もなかなか回収ができないかもしれないというような形式論理がそこにあるのかもしれない。

しかし、今、池田委員が言われたような道行きをたどることが展望されていけば、それはやはり適切な処理というわけにはまいらない、このように思う次第です。

○池田幹幸君 これ、額も結構なものなんです。十億円だといひますよ、住宅ローン。十億円といひますと、これでいきますと大体三億円が労せずしてひがしんに入っちゃうということになるわけで、これはもう本当にどう考えてもこれは許せないですね。

特に、首を切られる職員にとってはたまったものじゃないですよ、一生懸命地域のために尽くしてきて。特に船橋信用金庫、あの地域でふなしんといひるのは本当に人気あるんですから、御存じだと思ひますけれども。本当に地域に愛されている信用金庫だったんです。特にそういうところから、これ、問題はもう本当に大きくなるというふうには私思ひます。何としてもこれは具体的な事実を調査していただきたいと思うんです。こういうことをやっていることについては調査した後、これはとんでもないということになれば、当然金融庁として、金融担当大臣として取るべき道があるだろうと、そういったことをやっていただきたいといひことを申し上げておきたいと思うんです。

もう一つ。そこで、今度は一般論の方に戻りますが、結局、切り分け作業と切り分け基準の問題なんですけれども、破綻をしたと。そこで、改めて管財人が査定をする。今度はその査定をしたやつを受皿引き取るわけですけども、そのときにやる切り分け作業はまた別だ。これは受皿の方が選択権がありますということであるわけですが、しかし、昨日の大門議員と柳澤大臣の議論を見ておきますと、要するに選択権は受皿金融機関

にあるんだからと、最終的にはということですね。しかし、それを言ってしまうと、じゃ果たして、破綻後の管財人のいわゆる分類作業は一体何だったんだというふうになりますね。もちろん非常に冷静な、公正な、そういう立場で受皿金融機関がやるならいいですよ。そうじゃなしに、この大阪相互とかひがしんのように、ともかく税金の二重取りまでしようかというふうな姿勢でやるようなところが出てくれば、これはそんなもの任しておられない、何のための管財人か、何のための分類作業かということになってしまいます。そこで、やはり基準としてはきちんとしたものを作ったり作らなにかめと思うんです。

そこで、何もないのかというと、そうじゃないですよ。現実には、今度は承継銀行が四月から生まれますね。ここではきちんとした基準を作っているじゃないか、ちゃんと。ここでは、これは昨年三月に告示されているわけですから、でも、その切り分け基準といいますが、何というんですかね、長い名前が出ておられますけれども、単純に切り分け基準というふうに言わせてもらいますが、その告示の中の二番目が「承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を行うための基準を定める件」と、これは切り分け基準ですね。それを見ますとこうあるんですね。再生委員会などの基準とこれは同じになっていて、五千万円未満の債務者は、きちんと元利金を返済している限り、債務内容を問わずすべて引き取られると。それで住宅ローンも守られます。受皿方式でも、この告示に沿って債務者の切り分けを行えば、客観的にできるといことになるわけですね。

これは、こういう基準は金融庁自身が作られたわけですよ。これを受皿銀行に対しても適用するということ、これが今必要になっているんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫) まあこれは、非常にいろいろな関係がこの取引の中には働いているということが事実でございます。

今の池田委員の立論の中でも、できるだけ国費というか、公的な負担というものを最小化しなさいと。むしろ厳しくない査定をあえて言っちゃえばして、引当金はできるだけ少なくして、国損はできるだけ少なくしますが、他方、そうしておいて、受皿に対してはできるだけひとつ引き受けさせたらどうですか。この二つだけ考えても、なかなかさつとはいかない話だということがお分かりいただけるだろうと思うのでございます。

つまり、何というか、できるだけ早くにその受皿金融機関にこれを譲渡しなきゃいけない、そういう時間の要素も働いているというのがこの取引に掛かっているベクトル、力の方向なんですね。そういうことをどの辺を、何というか、ねらって落として、話として落着かせていくかということなのでございます。

この基準を作ることも大事だということももちろん十分理解できるわけですから、最終のところは別に強制できるわけではありません。我々も、言わば国では、当事者では、国の機関ではあります。しかし、あくまでもその取引というのは対等な者同士の間の合意を形成していくということではないわけでございます。御意見は御意見としてよく拝聴しておきますけれども、いろいろなファクターが働いていると、しかもそれは必ずしも同じ方向で働いているわけではない、そういうところの中でどの辺を一体一番適切な結論として出していくか、なかなか難しいところだということをお願いいたします。

○委員長(山下八洲夫) 時間になっていきますので、簡潔にお願いします。

○池田幹幸君 最後に。今言われたやつについて、できるだけ緩い査定をしないと、そんなこと私、言っていないし、私が申し上げたのは、金融庁の基準でと言っているんです。もしそれが緩いというんだしたら、柳澤大臣、何か自己撞着に陥ってしまいますよ。

そうじゃなしに、そういった基準でやればいじゃないかと。

○国務大臣(柳澤伯夫) 引き当てを少なくしろと、そういうことだったと……

○池田幹幸君 いや、基準のことを言っているんです、私は。その基準を銀行にも適用したらどうかということをお願いしているんで、何もそんな無理はないと思います。

最後に、私、今日は証券監視等委員会委員長をお願いしておったんですが、申し訳ございません、時間がなくなりました。お許し願いたいと思います。

終わります。

○平野達男君 (国連(自由党)の平野達男です。財務大臣には質問行かないと思いたすので、もしなんでしょう結構でございますけれども。

先般、早急に取り組むべきデフレ対策案、対策ということ、対応策ということで方針が出されまして、全体がたしか三つ四つ、空売り規制とか何か含めて項目があったと思います。あります。その中で、「RCCによる積極的な不良債権買取り」という項目がございまして、これはもう御承知のように、昨年に金融再生法の改正をやりまして、RCCによる不良債権の買取り、いわゆる時価の買取りを認めたというような改正をやっています。そのときの状況と、これを何か早急に取り組むべきデフレ対応策の中で、その状況と比べて、この対応策を作ったときの状況、余り変わっていないように思うんですけれども、これをわざわざ項目立てて「RCCによる積極的な不良債権買取り」と入れたというのは、何か大きな背景でもあるんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫) 別段、背景というか特段のことが何かあるということではございませんが、そのくだりに書かせていただいておりますように、丸の一番目によりまして、債権買取推進本部というものを作って、五十三条買取りを積極的に行う体制を作ろうというようなことがございまして、丸の二つ目には、五十三条買取りでこれまで得た回収益というものを財源として活用すると

いうことも念頭に置いてよろしいですよ等々のことがそこに掲げられるというようなことがあって、改めてそこにもまた取り上げさせていただいたということでございます。

○平野達男君 正に今、大臣がおっしゃられた、万一の二次ロスのリスクに備えて、五十三条買取りに係るこれまでの回収益を財源として活用することという項目を起しているんですね。これはもう昨年の金融再生法のときには、二次ロスは絶対出ませんと。ましてや、二次ロスが出た場合の回収益なんという話は一言も出ていませんでした。それがこの早急に取り組むべきデフレ対応策の中に堂々と出てきている。これはどういうことなんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫) いや、別段この二次ロスの問題についての私どもの考え方が変わったということではありません。そうではなくて、何と申しますか、従来は非常に低い買取り価格というもので、しかもそれは一本一本について損失を生ぜしめないというふうなことで取り運んでまいりましたので、どうしても組織としてはそちらの方に気持ちが傾いて、堅めにというふうなことがあるんではないかというふうなこともおもんばかりまして、もちろん、二次ロスを幾らでも出していい、この百五十億円ちょっとの財源も使っているんですよというふうなことで言っているわけじゃない、一つ一つのことにロスを出不さないということで神経質にならないで、少し弾力的に、積極的にやってくださいよということがその趣旨でございます。

○平野達男君 ですから、もうその答弁自体が金融再生法の議論と大きく変わっているんですね。あのときは、このときの議論は二次ロス出ませんかという議論が一杯出ました。出さないように、出さないように適正な価格でやると言ったんです。二次ロスが出た場合の財源なんというのは一言も言っていないんです、政府は。議論していない話は何でここに出るかという話なんです、

こは。

そうしますと、何か新しいことがありましたかと言ったらないと言いましたけれども、私は、この中で一番新しく出たのは、二次ロスの財源をここで作り出したという宣言したというのが、この対応策の中ではあの金融再生法の議論の中では出なかった新しい項目なんです。これが要するに早急に取り組むべきデフレ対応策の新しい項目になっているという、これがおかしいじゃないですかと言っているんです。御答弁をお願いします。

○国務大臣(柳澤伯夫) 二次ロスを出さない、あるいは出すまいという気持ちにおいて何らの変わりもありません。特に鬼追社長におかれてはそういう決意を非常に強くお持ちなんです。これはもう御答弁で何回も社長御自身がお答えになられたとおりで、今それも変わっておりません。

ただ、あえて内輪話として申しますと、要するに鬼追さんにしても、私も百五十三億もうけたじゃないかと。これ五十三条買取りなんです。もうけたじゃないかと。そういうものをさつとまた、松田理事長に言わせるとしかられるかもしれないんですが、預保が取って、一銭も使わせないというのもし話じゃないかと。こういう言わば、何と申しますか、常識的な話があって、それでは鬼追社長がお稼ぎになったこれも一つ頭に置いていただいてよろしくございますよという程度の話で、これを何でも使えと、これを使うまではもう自由に買ってい、そんなことを言っているのでは毛頭ない。したがって、その意味ではこの金融再生法の改正の御審議のときと我々の気持ちは変わっていないと、こういうことです。

○平野達男君 お気持ち、気持ちは変わっていないというのとはよく分かるんですけども、ただ、言いたいことは、あのときには、二次ロスは出ません、その財源の話も全然出ていない。これがここで、対応策の中でこういう形で三行で出てきている。こういう形で崩壊的に変わっていくというところが、やっぱりこちらから、私のサイドから見るとやっぱり怖いなと。

これが出ますと、結局、価格設定に万が一、ひょっとしたら、手心とは言いませんけれども、やっぱり二次ロスが出てくることはありますというのを宣言したということなんです。万が一、二次ロスが出た場合にはこの財源はありますというところで宣言しているわけですから。だから、そこが今までの議論の中とはちょっと違うし、ここで半歩、一歩出て踏み出して、これが宣言なき要するに政策変更というかなし崩壊的に変わっているというのに対しては、きちっとしたやっぱり歯止めを掛けていかなくちゃならないんじゃないかという趣旨です。

もう一点あります。これは結局駄目になってしまったんですけれども、山崎幹事長が、債権回収機構のときに、簿価で買いつけたらいいいでしょうかとこの話が正にばかっとなってきたということですから、あれは、本当に結局はやめて、先ほど言ったように政府内の、あるいは党内での議論で結局やめたんですが、何であんな話が出てきたのかという話が一つありますし、実は、あの話が出てきたことによつて、私は大きな影響が二つあると思っています。

一つは、まず市場に与える影響。これひょっとしたら、黙っていたら簿価に行くんじゃないかと。幹事長が言った言葉ですからね。黙って要するに不良債権こう持っていて待っていればいつの間にか、やっぱりこれは時価じゃ駄目だと、簿価で行くんじゃないかという、まず出し渋るんじゃないかというのが一つ。

それから、これは鬼追社長に、今日は来ていませんから大変失礼ですけども、RCCの中でも、どうせ簿価だつて幹事長だつて言っているんだと、要は買えばいいんだらうという、価格査定の中で甘い要素に働くんじゃなくかという、これはないというふうには私は思いますけれども、ただ、前半の、市場に与える影響というのは、これは私、少なからずあったと思うんです。まず、幹事長が何であんなことを言ったのかというのを、これは幹事長に聞ければ一番いいんで

すけれども、柳澤大臣、あの発言の影響、これはやっぱりきっちり分析しておく必要があると思うんですが、どうでしょう。

○国務大臣(柳澤伯夫) 今の御議論は、簿価という言葉が一度吐かれたので、債権の売買市場で売買価格が上がるという影響が出たのではないかと、こういうことかと思えますけれども、まあ何というか、債権のあえて市場ということになれば、そんなことはあり得ない。つまり、金融機関とRCCの間にはそれはそういうようなことがあったって、今度はRCCは売る先では困っちゃいますからね、そんな高い値段で買つたら。

要するに、ここで働いているのは、もう市場価格、マーケットフェアバリューしか働かないというところでございまして、まして委員がおっしゃられたように市場価格への影響ということになるかと、そんなものが影響するとは到底考えません。

○平野達男君 市場価格というよりは、不良債権を持つている金融機関です。先ほどの話では、山崎幹事長の発言は軽いから余り影響がないよという声もありますけれども、まあ一応幹事長のあれです。簿価だということを出して、そういう案もあるよということ今の時期に出したわけですよ。金融機関がどのように取るでしようかという話なんです。

これはやっぱり金融担当大臣としてしっかり、おかしいじゃないかという声をやっぱり幹事長ならなんかに上げたとは、言つたとは思ふんです。が、そういった対応を取つたかということよりは、金融機関がどのように取つたかということに對する柳澤大臣の分析というか、見方というか、それをちょっと教えていただきたいということなんです。

○国務大臣(柳澤伯夫) 大変難しいお話でございますけれども、他方、私も最初は、先ほどどなたからかちょっと、二年、三年がずっと続くのかなんというお話もありましたけれども、三年です、その期限を切つてオフバランスを進めるようにということを申しているわけですから、よし、

じゃ与党の幹事長が簿価と言つたら簿価もいづれ実現するだらう、それまでオフバランス化を待って、いようと、こういうことが許されない状況に立たされているということを御指摘させていただきます。御答弁に代えさせていただきます。

○平野達男君 いずれあの影響というのは、私、少なからずあると思いますし、まだまだ、私、魑魅魍魎ということを一回夢で出てきたという話ししましたけれども、やっぱり魑魅魍魎はいるのかという感じがちょっとしました。

ちょっと話、別な質問に移りますけれども、債権回収会社がいける銀行系とか管理組合系とかあるいは信金とか外資系とかあるようですが、これは平成十三年六月三十日現在のデータを見ますと、取扱債権額三十六兆です。その中で外資系が二十二兆円。外資系は、取扱件数は実は少なくて一件当たりが物すごい高いという、件数が非常に大口のものを扱っている。しかも、三十六兆のうちの二十二兆ですから相当のシェアを占めている。

この債権市場というのは、こんなに何だか外資系が非常に席巻しているという感じがするんですが、これについては柳澤大臣はどのような感じを持っておられるでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫) これは、私もそういう傾向にあることは承知をいたしております。もういい加減、本邦系というか、日本系の債権回収会社が数を増やし、また取扱量を増やしてい時期ではないかと、こういうふうに思っているんですけども、何と申しますか、どうも今の日本人というのはリスクテイクの気持ちが少ないというんでしようか、ちょっと私などもやきもきしているというのが実情でございます。

ただ、一点指摘させていただきますと、私、アメリカのFDICの総裁であったシードマン氏としばしばお会いするわけですけども、シードマンさんも言っているのは、やっぱり不良債権の売買市場で、本当に最初のころ特にそうなんだけれども、お金を用意して買いに来てくれるのは、ア

アメリカの場合でも、例えばアラブ系の方々などアメリカにとっては外の方々であったと、それが私の経験ですというようなことも私におっしゃって、私の気持ちを少しは楽にしてくれたということがございますが、同じお話をここで御披露させていただきます。

○平野達男君　こんな話が本当かどうか分かりませんが、私もどっちかというところ、国粋主義者のつもりですけれども、不良債権市場、こんなに外資系に荒らされたらたまらないと。何とかして日本の金融機関でどんだんどん買えないかという、そういった背景の中に簿価論みたいなもの出てきたのかなという感じも、これは別な夢かもしれない、そんな印象も持っています。

ただし、そういう中で、先ほどの買取り価格の問題じゃない影響があるとか、そういった仮に要素があったとしても、やっぱり価格の設定というのには厳密にやるべきだし、他方、この不良債権市場を見ますと、外資系というのは不安ですから、不良債権市場の日本企業の育成というのをどんだんやってもらいたいというふうに思っています。

さらに、このRCCにしまして、もう一つあるのは企業再建ファンドなんです、これはたしか平成十三年度中に設立しようということ、日本政策投資銀行から五百億、これはもう予算措置したと思うんですが、やっていますけれども、今はマネジメント会社が二社、それからファンドが一つということで、かなり進捗が遅いんじゃないかという感じがします。平成十三年度中というふうな感じが何日かですね。

で、これはまず、遅いのではないかとということに対する認識と、他方、やっぱりいわゆる債務の株式化というデット・エクイティ・スワップで、それを基本とした取引をやるということ、それがまだ日本の市場の中できちっと受け入れられていないのかなという感じがするんですが、その辺も含めて、柳澤大臣の御所見をお伺いします。

柳澤大臣(柳澤伯夫君)

企業再生ファンドの設立の状況というのは、大体今、平野委員が御指摘になられた状況かと思えます。

ただ、いろいろな動きが実はございまして、一つは、何と申しますか、今御指摘になられたのは、いずれも汎用の企業再生ファンドなのでございまして、つまり、いろんな会社の企業再生に取り組みたいというのを目的としたファンドでございまして、我々想定するのはもう一種類、実は個別に企業の再生についてファンドとして対処したいということ、こういうものも考えられるし、むしろそっちの方が、例えばそのファンドの受益権というものは、正にその当該の企業の再生の成果によってその受益権がキャピタルゲインを生むかどうかが決まってくるという意味で、非常にこの対応関係が明確なんです。

そういう意味では、個別対応のそういうファンドの方が私なんかはちょっと腑に落ちる面が多いわけではございまして、そういうようなものも今いろいろなところで考えられているということ、ございまして、汎用ファンドの設立が今二つにとどまっているということ、企業再生ファンドはちょっと望みのないスキームじゃないかと言っているのはちょっと時期尚早ではないかと、このように考えております。

で、デット・エクイティ・スワップについては、企業再生ファンドの場合には、ほとんどデット・エクイティ・スワップが行われ、そしてその現物の株が現物出資されるというスキームになると思っております。先ほど言った企業再生ファンドが、特に個別の、個別対応の企業再生ファンドができるのに応じて、それと並行した形で今後とも導入されるというか、利用されることが期待されるんじゃないかと、このように考えております。

○平野達男君　今回のRCCのもう一つの柱は企業再生だっと思えます。

企業再生委員会を作って、その中で企業再生に

ついでのいろんなアドバイスをする、あるいは計画を作るということだったと思うんですが、企業再生の中には、民事再生法あるいはその私的ガイドラインによれば一番いいんですが、法的整理の中では民事再生法あるいは会社更生法という二つの方法があって、一義的には企業再生委員会に話が行く前に当該会社と恐らく金融機関が話をすることが原則ではないかと思うんですが、私は企業再生委員会の中では今回いろいろな動きをするであろうというのを期待しているんですが、その原則は、やはり法的整理に走るときは、やっぱり原則は会社の経営者責任を問うのが原則じゃないかなという感じを持っております。

今、預金保険機構の中では、企業再生委員会のそういった企業再生に向けた方針あるいは位置、スタンス、いろんな形で議論されていると思うんですが、特にこの会社更生法あるいは民事再生法の適用に当たっての基本的な考え方、もし何か決まっていれば教えていただきたいんですが、教えてください。

○参考人(松田昇君)　先生御指摘のとおり、企業の再生、四つあると思います。ガイドラインに沿った私的整理、ガイドラインによらない私的整理、法的整理でも民事再生法、会社更生法と、こうあります。もし仮に、旧経営者の責任を追及して、原則として排除する、退任いただくということが最も強烈にできるのは会社更生法であることは間違いありません。

ただ、私も預保、RCCで取り扱っております企業再生ができるような案件というのはいろいろ様々ございまして、どれが一番我々にとっていいことなのか。二次ロスができるだけ出さないように、回収効率が上がり、しかも社会的にも納得が得られる、それから再生することが、企業再生することがまた社会にも貢献できるという、こういう要素を全部考えながらやるを得ませんので、具体的にはあくまでもケース・バイ・ケースというふうになります。

特に、RCCが取り扱っております債務者企業

の中には中小企業が多々ございしますので、本来であります、その経営者を排除することが原則でしようけれども、排除しますとむしろ企業再生ができなくなる、その人がいるからでございまして、そういうとき、そういうときにはやむを得ず再生法を使うというふうなケースもございまして、一概にどれということじゃなくて、いろんな要素を組み合わせながら一つ一つの個性に合わせて判断をしていくと、こういう考え方で運用いたしております。

○委員長(山下八洲夫君)　時間でございますので、簡潔にお願いします。

○平野達男君　まとめます。

いづれ、今回、RCCが株式を持てば株主になるわけですから、株主として発言しやすいのはやっぱり会社更生法適用、会社更生法が一番発言しやすい。それからあと、今いろんな会社を整理するときに、やっぱりどうも私的ガイドライン、次に民事再生法、で、最後はぎりぎり会社更生法だということ、そういった何か順序付けがあるような感じがします。

でも、やっぱりせっかく企業再生委員会を作った、企業再生はこうあるんだということであれ、本場に株主としての発言をきちっとやる、本場に今までのそういった通常の流れに流されないようにやっぱり会社更生法をきちっと使うと。そこでこれがモデルだということ、できるだけというのも変なんですけれども、そういった意識でやっていただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

時間になりましたので、また明日ありますので、よろしく申し上げます。

○大淵絹子君　私は、今日は、政治経験も人生経験も大変豊かであらうとしまして小泉内閣のみなめを務めていらっしゃる塩川財務大臣に、私が日ごろ思っていることをちょっと議論をさせていただきます。よろしく申し上げます。

柳澤金融担当大臣には質問の準備がございませ



と自体を有権者に向かって、私たち野党側の議員もなかなか有権者の意識がここにどまってるんだというようなことは有権者に向かっては言えない。自分自身も選挙で勝たなければならぬという、そういうジレンマがあって、その有権者批判がなかなかできないところに今の日本の民主主義が余り進歩してないで、こういう形で有罪判決を受けた人までがまた当選してきて長い間政治活動を続けていく。衆議院にはまだたくさんいらっしゃると思いますよ、永年表彰を受けられた方もいらっしゃるわけですが。

そういうことがあるんじゃないかと思ってもいいけれども、この有権者の意識と民主主義の前進というようなことについて、大臣はどんなふうにお考えられますでしょうか。

○国務大臣(塩川正太郎君) これはもう私答えるのはどうかと思いますが、やっぱりまだ日本の民主主義の歴史は浅いんじゃないですか。私は戦前の民主主義も知っていますけれども、これは作られた民主主義でしたね。私のおやじなんか選挙やったりしていましたけれども。しかし、戦後、本当の民主主義というのは戦後ですよ。まだ五十年ですからね。日は浅いし若いですが、主義が。

ですから、日本の国民全体がそういう政治訓練をまだ受けている度合いが低いと思います。ヨーロッパ等においてはもう何百年の歴史を経て今日の民主主義が確立しておるんですから。私は、もう少し時間掛かったら日本だって選挙は全く違う基準で、本当に個人個人が本当に自分の政治的な判断で選ぶと思いますけれども、今はやっぱり多少政治的要件以外の問題で、例えば人的つながりだとか同窓会だとか、そういう政治以外の要件で支配されているということも相当はあるんじゃないかなと思います。

そういうふうなことを言いますと、さっきおっしゃるその問題の人なんかでも、いや、そうは言うけれども、おれのところの先輩なんでしょうがないんだ、あいつしか、やたらんとかわいそう

だとかいう、そういう感情が働いて選挙で動いていることは、これは確かにありますね。私はもうそんな票大分もらっていると思っておるんですけども、それはやっぱり民主主義はまだ若いという現象じゃないでしょうか。

○大淵綱子君 そのことと、自民党さんが、まあこの委員会の場所でもこんなことを申し上げていかどうか分かりますけれども、有罪で捕まった議員あるいは今回のように自民党を離れた議員に選挙協力をするという事態があるというふうに思っています。個々にもずつとありましたけれども。

例えば今回の場合でも、新聞報道では、鈴木宗男さんが無所属になったことによって、北村直人議員ですかね、あそこの選挙区、北海道十三区、そのところは今度は北村さんをコストリカ方式で比例区に上げて、鈴木宗男さんは無所属でも単独でそこで立候補できるような形を取るのではありませんかというように、報道が先行していますので、これはどういうふうな選択をなさるのか、私は自民党さんのことですので分かりませんが、私も、こういうことが過去にも随分とあったというふうに思っています。

こういうことをやっている限り、有権者の選択は非常に狭められてしまっていて、またざる罪を犯した人が受かってくるという構図を自民党自らが作っているんじゃないかと私は思いますけれども、大臣はいかがですか。

○国務大臣(塩川正太郎君) それは逆でして、先ほど言っていますように、有権者がそういうところをしっかりと選択されるというのが選挙の、民主選挙の本質じゃないかと思いますがね。それは、言っておられるのは、僕、逆だと思えます。

○大淵綱子君 いえ、私はそうでないと思うんですよ。住民は今の現職の方を小選挙区で出しておられるわけなんです。ところがその現職の、小選挙区の現職を降ろして、無所属になった方をその選挙区に登載をする、容認をするということになれ

ば、当然その現職を入れた方たちも、自民党支持というところから、いやが応でも鈴木さんに入れなければならぬという構図になってしまっている。その選択肢を非常に狭めるというところでは問題があるのではないかと思います。

○国務大臣(塩川正太郎君) 鈴木さんのことについては、まだ将来のことですから何とも言えませんけれども、昨日予算委員会でもその話が出ておりまして、この今日御出席いただいております先生の中にもそのときの予算委員会におられた方、あると思うんですが、小泉総理は、そんなことはあり得ないと。そんなことというのは、何です、コストリカ方式でやるという、そういうことはあり得ないと、こう言っていました。ですから、鈴木さんがたとえ無所属で出て自民党するということふうなことはあり得ないと、そういう意味だと私は解釈しております。

それで二番目の問題として、たとえそういうことで出たとしても、選挙民の目がきちっと行き届いておれば、それは選挙の結果がきちっと出てくるんじゃないかと思えます。

○大淵綱子君 小泉さんは、総理になったときに、自民党を解体をさせて再生をさせるために自分は総理大臣になるということを言われて、政治改革の旗を鮮明にして頑張っておられたというふうに思うのですが、やっぱりもうその問題が発生してきたときに、自民党の政権においては、過去において六十年もずつとやってこられた自民党の路線を変えることというのは本当に難しいのではないかと今思っています。

それはなぜかという、戦後復興の時代に本当に自民党的な政治手法によって日本はこれだけ豊かになってきましたし、そのことは私たちもずっと認めているわけですが、そうすると、その自民党の政治によってずつと成長してきたところを今度は改革をしなければならぬ、全く逆な政策を実現しなければならぬ改革になっていくというときに、今までやってきたことと全く違う手法で政治をやるのが同じ政権でできるはず

はないというふうには思っています。ですから、ここはひとまず引いていただいて政権交代をするというこの選択がなければ、大臣がおっしゃった民主主義の前進というのは全く私は望めない、こういうふうには思っているんですよ。

ここを国民がどう理解してくるのかということについては選挙のときの勝負になるわけなんですけれども、私は、同じ手法でやってこられた政権が幾ら改革をする、ぶち破るといっても、無理に無理が出てくるんだらうというふうには思っておりまして、塩川大臣やそれから小泉総理大臣の御苦労は分かるわけですが、ここはひとまず政権交代なくして政治改革というのはあり得ないんじゃないかということ強く申し上げて、終わりにさせていただきます。ありがとうございます、この件で何かございしたら、お願いします。

○国務大臣(塩川正太郎君) そうですね、社会民主党を中心としてそれだけの勢力を作っていたかどうかというのを思いまして、そのことは期待いたしますけれども、しかし、これはやはり選挙民が選んできた結果としての政治勢力の分布があるわけですから、そこらでございせいのほど期待しております。

○大淵綱子君 ありがとうございます。

○委員長(山下八洲夫君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山下八洲夫君) 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案並びに関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

○国務大臣(塩川正太郎君) ただいま議題となりました平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び関税定率法及び

関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成十四年度予算は、改革断行予算として、五兆円を削減しつつ重点分野に二兆円を再配分するとの方針の下、歳出の一層の効率化を進める一方、予算配分を少子高齢化への対応、科学技術、教育、ITの推進等の重点分野に大胆にシフトするとともに、特殊法人等への財政支出については、事務事業の抜本的見直しの結果等を反映し、一般会計、特別会計合わせて一兆一千億円を超える削減を実現しております。

これらの歳出面における努力や歳入面における税外収入の確保などにより、国債発行額三十兆円以下との目標を守り、限られた財源を無駄遣いしない体質へ改善するとともに、将来の財政破綻を阻止するための第一歩を踏み出すこととしたしました。

本法律案は、以上申し上げましたように、当面の財政運営を適切に行うため、公債の発行の特例に関する措置等を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十四年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとしたしております。

第二に、平成十四年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第十三条の規定による一般会計への繰入れをするほか、千五百億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしたしております。

第三に、日本中央競馬会は、平成十四事業年度について、既定の国庫納付金のほか、特別積立金のうち五十億円を平成十五年三月三十一日までに

国庫に納付しなければならないこととしたしております。

第四に、地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについて、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は適用しないこととし、これを定率繰入れの対象とすることにしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえつつ、構造改革に資する等の観点から、中小企業関係税制及び金融・証券税制等につき所要の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、中小企業関係税制について、同族会社の留保金課税の特例の拡充、交際費の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等を行うこととしております。

第二に、金融・証券税制について、老人等の少額貯蓄非課税制度を障害者等を対象とした制度に改組するほか、特定口座内の上場株式等の譲渡等に係る申告不要の特例制度の創設等を行うこととしております。

第三に、社会経済情勢の変化に対応するため、中高層耐火建築物等の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置、金融業務特別地区における認定法人に係る所得の特別控除制度の創設等冲繩の経済振興のための措置等を講ずることとしております。

その他、製品輸入額が増加した場合の特別税額控除制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置についてその適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしております。

次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、関税の減免税制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、関税率の改正であります。

本年四月一日からの塩の輸入自由化に伴い関税措置を導入する等の改正を行うこととしております。

第二に、関税の減免税制度等の改正であります。

加工再輸入減税制度及び沖繩に関連する関税特例措置の拡充等の改正を行うこととしております。

第三は、国際協定に基づく特別な緊急関税制度の導入であります。

中国のWTO加入議定書に基づく対中国経済的セーフガード制度及び日本・シンガポール新時代経済連携協定に基づく対シンガポール二国間セーフガード制度について、国内法の整備を行うこととしております。

第四は、平成十四年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率等について、その適用期限を延長することとしております。

以上が、平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後二時五十六分散会

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願(第七三三三号)(第七三四号)(第七七三三号)

一、無認可保育所の保育料に対する消費税の非課税化に関する請願(第七九〇号)

第七三三三号 平成十四年三月一日受理  
消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願

請願者 京都市西京区松尾鈴川町一五ノ三  
二 弥武勝晴外九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第七三四号 平成十四年三月一日受理  
消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願

請願者 京都市伏見区横大路柿ノ本町二六  
西田廣一外九百四十三名

紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第七七三三号 平成十四年三月四日受理  
消費税の税率引上げ反対、課税最低限の引下げ反対等に関する請願

請願者 長野県松本市開智三ノ三ノ二畑  
中智美外二百五十一名

紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第七九〇号 平成十四年三月五日受理  
無認可保育所の保育料に対する消費税の非課税化に関する請願

請願者 熊本市健軍町三ノ三五ノ一四ノ一

〇一 伊藤雅之 外四百十名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第四八五号と同じである。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改

正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法明治四十三年法律第五十四号の一部を次のように改正する。

別表第二五〇一・〇〇号を次のように改める。

二五〇一・〇〇

塩(食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。)、純塩化ナトリウム(水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。)、及び海水

一 塩及び純塩化ナトリウム(目開きが二・八ミリメートルのふるい(織金網製のものに限り。))に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限り。とし、水溶液を除く。)

一キログラムにつき五〇銭

無税

二 その他のもの

別表第三八・二五項中「下水汚泥並びに」を「下水汚泥及び」に改める。

別表第四八〇二・五六号、第四八〇二・六二号及び第四八一〇・一四号中「未満を」以下に改める。

別表の付表第一一号を次のように改める。

|            |              |                                                                                                                                               |
|------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 アルコール飲料  | 一リットルにつき三〇〇円 | 第二二〇八・九〇号の一の(一)                                                                                                                               |
| (1) 蒸留酒    | 一リットルにつき三〇〇円 | 第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)、第二二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇四・二二号、第二二〇四・二九号、第二二〇五・一〇号、第二二〇五・九〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の(一)若しくは(二)のA若しくはBの(b)又は第二二〇八・九〇号の二の(一)若しくは(三) |
| (2) その他のもの | 一リットルにつき二〇〇円 |                                                                                                                                               |

別表の付表第二を次のように改める。

付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表(第三条の三関係)

| 番号 | 品 目                                                                                                                                                                                                      | 税率          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 一  | (1) 別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品                                                                                                                                                | 一リットルにつき七〇円 |
|    | (2) 別表二二〇八・九〇号の一の(二)のBに掲げる物品                                                                                                                                                                             | 一リットルにつき二〇円 |
|    | (3) 別表第二二〇六・九〇号の二の(二)のDの(b)、第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二の(一)若しくは(二)のA若しくはBの(b)、第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(二)のA若しくは二の(一)若しくは(三)に掲げる物品                                                                             | 一リットルにつき三〇円 |
| 二  | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第二二〇三・二〇号又は第二二〇五・〇〇号に掲げる物品<br>(2) 別表第四三〇二・三〇号の一又は第四三〇三・〇三項に掲げる物品                                                                                                                        | 二〇%         |
| 三  | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第九〇一・二二号、第九〇一・二二二号、第九〇二・一〇号又は第九〇二・二〇号の二に掲げる物品<br>別表第九〇二・三〇号に掲げる物品のうち<br>紅茶以外のもの<br>別表第九〇二・四〇号の二の(二)に掲げる物品<br>(2) 別表第三五〇三・〇〇号の三に掲げる物品<br>(3) 別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号まで又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品 | 一五%         |
| 四  | 次に掲げる物品<br>(1) 別表第一類から第四類までに掲げる物品<br>(2) 別表第七類に掲げる物品<br>(3) 別表第八類に掲げる物品<br>(4) 別表第九〇一・一〇号の一に掲げる物品<br>(5) 別表第二二二・二〇号の一に掲げる物品<br>(6) 別表第一六類から第二〇類までに掲げる物品<br>(7) 別表第二二類に掲げる物品(第一号及び第二号の品目の欄に掲げるものを除く。)     | 一〇%         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <p>(8) 別表第二九〇五・四四号、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一、第二九二二・四二号の一又は第二九四〇・〇〇号の二に掲げる物品</p> <p>(9) 別表第四四二・九〇号の一に掲げる物品</p> <p>(10) 別表第五〇・〇七項に掲げる物品</p> <p>(11) 別表第五三類に掲げる物品</p> <p>(12) 別表第六〇類に掲げる物品</p> <p>(13) 別表第六二類に掲げる物品</p> <p>(14) 別表第六八類に掲げる物品</p> <p>次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第六類に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第二七類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第二八類に掲げる物品</p> <p>(4) 別表第二九類に掲げる物品（第四号の品目の欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(5) 別表第三二類から第三四類までに掲げる物品</p> <p>(6) 別表第三八類に掲げる物品</p> <p>(7) 別表第三九類に掲げる物品</p> <p>(8) 別表第四三類に掲げる物品（第二号及び第三号の品目の欄に掲げるものを除く。）</p> <p>(9) 別表第五九類に掲げる物品</p> <p>(10) 別表第六六類から第六八類までに掲げる物品</p> <p>(11) 別表第七〇類に掲げる物品（別表第七〇・一八項に掲げるものを除く。）</p> <p>(12) 別表第七四類から第七六類までに掲げる物品</p> <p>(13) 別表第七八類に掲げる物品</p> <p>(14) 別表第七九類に掲げる物品</p> <p>(15) 別表第八一類から第八三類までに掲げる物品</p> <p>(16) 別表第九四類に掲げる物品</p> <p>(17) 別表第九五類に掲げる物品</p> | <p>三%</p> |
| <p>次に掲げる物品</p> <p>(1) 別表第五類に掲げる物品</p> <p>(2) 別表第二五類に掲げる物品</p> <p>(3) 別表第三〇〇六・七〇号に掲げる物品</p> <p>(4) 別表第四〇類に掲げる物品</p> <p>(5) 別表第四八類に掲げる物品</p> <p>(6) 別表第六九類に掲げる物品</p> <p>(7) 別表第七二類に掲げる物品</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>無税</p> |

|                  |    |
|------------------|----|
| (8) 別表第七三類に掲げる物品 |    |
| (9) 別表第八〇類に掲げる物品 |    |
| 前各号に掲げる物品以外の物品   | 五% |

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四条及び第五条を次のように改める。

（航空機部分品等の免税）

第四条 次に掲げる物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、平成十七年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 航空機に使用する部分品

二 税関長の承認を受けた工場において航空機及びこれに使用する部分品の製作に使用する素材

三 人工衛星、人工衛星打上げ用ロケット、これらの打上げ及び追跡に使用する装置その他の宇宙開発の用に供する物品

四 税関長の承認を受けた工場において前号に掲げる物品の製作に使用する素材

第五条 削除

第六条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「二百四十円」を「百九十円」に改める。

第七条の三第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「条約に規定する税率」を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三

十八表の日本国の譲許表に定める税率（第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。）に改め、同条第二項第三号中「第一九〇四・二〇号の二の（）及び（）の下に」、「第一九〇四・三〇号」を加える。

第七条の四第一項及び第七条の五第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税）

第七条の七 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下この条において同じ。）を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に市場のかく乱を起し、又は起すおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条一の規定に基づき中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書（以下この条において「加入議定書」という。）第十三条三の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定され

た貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関税定率法別表の税率(第二条、第七条の第三項、第七条の四第一項、第七条の六第二項若しくは第三項又は第八条の二第一項若しくは第三項の税率の適用があるときは、その適用される税率とし、同法第九条第一項第一号又は第八項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税を含む率とする。以下この条において「一般税率」という。)による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格)との差額から一般税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物について世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書(以下この条において「マラケシュ議定書」という。)又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定(以下この条において「一般協定」という。)に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2 前項の規定による措置は、市場のかく乱を防止し、又は救済するために必要な期間及び

限度を超えるものであつてはならない。

3 政府は、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

4 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができ。

5 政府は、第三項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節7の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格)との差額から一般税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その

譲許を撤回し、又は一般税率(前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

6 政府は、第三項の調査が終了したときは、中華人民共和国特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実があると決定される場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。

7 第一項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても同項の規定により指定された貨物の輸入の増加による本邦の産業に起こす市場かく乱等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができ。

8 第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。

9 第三項の調査(前項の規定により準用される第三項の調査を除く。以下この項において同じ。)その他の加入議定書第十六節2又は3の規定に係る調査の対象となつた貨物については、当該調査が終了した日から一年を経過した日以後でなければ、正当な理由がある場合を除き、第三項の調査を行うことができない。

10 中華人民共和国において加入議定書第十六節2の規定による措置がとられた場合又はその他の国において加入議定書第十六節3若しくは7の規定による措置(第十六項において「関係国の措置」という。)がとられた場合において、これらの措置がとられたことによる中華人民共和国を原産地とする特定の種類の貨物の輸入の著しい増加(次項において「貿易転換」という。)が生じ、又は生ずるおそれがある事実(第十二項及び第十四項において「貿易転換等の事実」という。)があり、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、加入議定書第十六節8の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格(類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格)との差額から一般税率による関税の額(第一項第一号又は第五項第一号の措置がとられている場合には、これらの措置による関税の額を含む。)を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、その譲許を撤回し、又は一般税率(第一項第一号、第五項第一号又は前号の措置がとられている場合には、これらの措置を含む率)の範囲内においてその譲許を修正し、その一般税率又は修正後の税率による関税を課すること。

11 前項の規定による措置は、貿易転換を防止し、又は救済するために必要な期間及び限度を超えるものであつてはならない。

12 政府は、貿易転換等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、当該事実の有無につき調査を行うものとする。

- 13 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由により必要があると認められる期間に限り、その期間を延長することができる。
- 14 第十項の規定による措置がとられている場合において、同項の規定により指定された期間の満了後においても貿易転換等の事実が継続すると認められるときは、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を延長することができる。
- 15 第十一項から第十三項までの規定は、第十項の規定により指定された期間を前項の規定により延長する場合について準用する。
- 16 関係国の措置がとられた場合における第十項の規定による措置は、当該関係国の措置が終了した日から三十日を経過する日までで解除するものとする。
- 17 政府は、平成二十五年十二月十日までの間に限り、第一項、第五項又は第十項の規定による措置をとり、又は継続することができる。
- 18 第一項又は第十項の規定による措置をとったときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。
- 19 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置)
- 第七条の八 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この条において「シンガポール協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(シンガポール協定第十四条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第八項において「シンガポール特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第八項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条一の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(一年以内に限り。)を指定し、次の措置をとることができる。  
一 指定された貨物についてシンガポール協定附属書一に基づき更なる関税率の引下げを行うものとなつていて、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。  
二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率の範囲内において関税率を引き上げること。  
イ 関税定率法別表に定める税率(第二条の税率の適用があるときは、その適用される税率)及び協定税率のうちいずれか低いもの(以下この項及び第六項において「実行税率」という。)  
ロ シンガポール協定の効力発生の日の前日における実行税率  
二 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条三(d)の規定に基づき、当該措置につき一年を超え三年以内の期間を指定することができる。この場合においては、当該措置は、当該指定しようとする期間内において段階的に緩和されたものでなければならぬ。
- 3 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、シンガポール協定第十八条三(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置を延長することができる。
- 4 政府は、前項の規定により第一項の措置の開始の日から一年を超えて当該措置を延長する場合においては、シンガポール協定第十八条三(d)の規定に基づき、当該措置を段階的に緩和するものとする。
- 5 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、シンガポール協定第十八条三(c)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。
- 6 シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条一の規定による措置(次項において「シンガポールの緊急措置」という。)がとられた場合には、シンガポール協定第十八条四の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。
- 7 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はシンガポールの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとする。ような配慮のもとに行わなければならない。
- 8 政府は、シンガポール特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。
- 9 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。
- 10 第一項の規定による措置は、同一の貨物につき二回以上とることができない。
- 11 政府は、シンガポール協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項の規定による措置をとり、又は継続することができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
第八条第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第六一・一五項、第六十二類及び第六十三類」を「第六十一類から第六十三類まで」に改め、同項第三号を削る。  
第八条の二第一項第二号中「条約に規定する税率」を「協定税率」に改める。  
第八条の六第二項中「又は第一の二」を削る。  
第九条中「若しくは第五条」を削る。  
第十条第一号中「又は第五条」を削る。  
第十条の二中「若しくは第五条」を削る。  
第十条の三第一項中「沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第二十五条第二項」を「沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第 号)第四十五条第二項」に改め、「保税作業(及びをいう。)」を削り、「平成十四年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「関税法第七条第二項」を「同法第七条第二項」に改める。  
第十条の四第一項を次のように改める。  
沖繩県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出域をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定める金額の範囲内で、政令で定めるところにより税関長の承認を受けた小売業者から沖繩振興特別措置法第二十六条(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する旅客ターミナル施設において購入した物品又は当該小売業者から同条に規定する特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設において

輸入するもの(当該出域の際に携帯して移出

第十一条第一項中「若しくは第五条」を削る。

別表第一第二三〇六・〇〇号中

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

別表第一第二三〇七・一〇号中

一 アルコール分が九〇%以上のもの  
(二) その他のもののうち  
アルコール飲料の原料アルコール

するものに限る。)については、平成十九年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

(a) 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

一・九%  
(その率が  
一リットル  
につき六円  
四〇銭の従  
量税率より  
高いとき  
は、当該従  
量税率)

(2) 平成一四年四月一日から平成一五年三月三十一日までに輸入されるもの

無税に改める。

一 アルコール分が九〇%以上のもののうち

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)のうち、この号に掲げるエチルアルコール、第二二〇八・六〇号に掲げるウォッカ並びに第二二〇八・九〇号の一の(二)に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(この号の二及び第二二・〇八項において「共通の限度数量」という。)以内のもの

無税

を

を

ルの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)のうち、この号に掲げるエチルアルコール並びに第二二〇八・九〇号の一の(二)に掲げるエチルアルコール及び蒸留酒について、当該年度におけるかんしよその他のアルコール製造用原料品の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量(この号の二及び第二二・〇八項において「共通の限度数量」という。)以内のもの

無税

に改める。

別表第一第二三〇八項を次のように改める。

二二・〇八

エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料

二二〇八・二〇

ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒アルコール分が五〇%以上のもの(二リットル未満の容器入りにしたものを除く。)

二 その他のもの

二二〇八・三〇

ウイスキー

無税

無税  
無税

[illegible]

|                                                                                                                                            |                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| (2) その他のもの<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                        | トルにつき<br>九円          |
| (二) 灯油<br>B その他のもの                                                                                                                         |                      |
| (1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）                                                                                               | 一キロリットルにつき<br>一、三八六円 |
| (2) その他のもの<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                        | 無税                   |
| (三) 軽油<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                            | 一キロリットルにつき<br>五六四円   |
| 一キロリットルにつき<br>一、二五七円                                                                                                                       |                      |
| 二七・一九                                                                                                                                      |                      |
| その他のもの                                                                                                                                     |                      |
| 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）                                                                                     |                      |
| (一) 灯油                                                                                                                                     |                      |
| B その他のもの                                                                                                                                   |                      |
| (1) ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）                                                                                               | 無税                   |
| (2) その他のもの<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                        | 一キロリットルにつき<br>五六四円   |
| (二) 軽油                                                                                                                                     |                      |
| 平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                                      | 一キロリットルにつき<br>一、二五七円 |
| (三) 重油及び粗油                                                                                                                                 |                      |
| A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの                                                                                                                  |                      |
| (1) 製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。）                                               | 一キロリットルにつき<br>一七〇円   |
| (2) その他のもの                                                                                                                                 |                      |
| (i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの | 無税                   |
| (ii) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                         | 一キロリットルにつき<br>二、五九三円 |
| (iii) その他のもの<br>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの                                                                                                      | 一キロリットルにつき<br>三、三〇六円 |
| B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの                                                                                                                 |                      |
| (1) 製油の原料として使用するもの                                                                                                                         | 一キロリットルにつき           |

|                                                                                                      |                                                                                        |                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) その他のもの</p> <p>(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの</p> <p>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>トルにつき<br/>一七〇円</p> | <p>(ii) その他のもの</p> <p>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>トルにつき<br/>一キロリットルにつき<br/>二、三七六円</p> | <p>(iii) その他のもの</p> <p>平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>トルにつき<br/>一キロリットルにつき<br/>三、二〇二円</p> | <p>別表第二第二七・一〇項の次に次の七項を加える。</p> <p>四一・〇一</p> <p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>四一〇一・二〇</p> <p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>この号の二、第四一〇一・五〇号の二及び第四一〇一・九〇号の二に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の皮でなめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終えてないもの、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一号の二（一）及び二（二）並びに第四一〇四・四九号の二（一）及び二（二）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二（一）、第四一〇七・一二号の二（一）、第四一〇七・一九号の二（一）、第四一〇七・九二号の二（一）、第四一〇七・九九号の二（一）に掲</p> | <p>ける牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革について、各年度において二一四、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この項、第四一・〇四項及び第四一・〇七項において「共通の限度数量（第一種のもの）」という。）以内のもの</p> <p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>その他のもの（バット、ペンズ及びベリーを含む。）</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p> <p>湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの</p> <p>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>乾燥状態（クラスト）のもの</p> <p>フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット</p> <p>一 なめしたものの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>（二）その他のもののうち</p> <p>共通の限度数量（第一種のもの）以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>（一）染色色したもののうち</p> <p>この号の二（一）及び第四一〇四・四九号の二（一）に掲げる牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮並びに第四一〇七・一一号の二（一）、第四一〇七・一二号の二（一）、第四一〇七・一九号の二（一）、第四一〇七・九二号の二（一）及び第四一〇七・九九号の二（一）及</p> |
| <p>二二％</p>                                                                                           | <p>二二％</p>                                                                             | <p>二二％</p>                                                                              | <p>二二％</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>二二％</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 四一〇四・四九 | <p>び第四一〇七・九九号の二の(一)に掲げる牛(水牛を含む)。又は馬類の動物の革について、各年度において一、四六六、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この項及び第四一〇七項において「共通の限度数量(第一種のもの)」という。)以内のもの</p> <p>染色色したもの(全形の牛の皮(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(一) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 なめしたものの(再なめしをしたものを含む)で、これを超える加工をしてないもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色したもの(うち<br/>共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p> <p>一 染色色したもの(うち<br/>この号の一に掲げる羊のなめした皮及び第四一〇六・二二号の一に掲げるやぎのなめした皮並びに第四一〇七・一二号の二の(一)に掲げる羊革及び第四一〇七・一二号の二の(二)に掲げるやぎ革について、各年度において一、〇七〇、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第四一〇六・二二号、第四一〇七・一二号及び第四一〇七・一三・一〇号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p> | 一三・三%<br>一六% |
| 四一〇五・三〇 | <p>その他のもの</p> <p>(一) 染色色したもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>羊のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p> <p>一 染色色したもの(うち<br/>この号の一に掲げる羊のなめした皮及び第四一〇六・二二号の一に掲げるやぎのなめした皮並びに第四一〇七・一二号の二の(一)に掲げる羊革及び第四一〇七・一二号の二の(二)に掲げるやぎ革について、各年度において一、〇七〇、〇〇〇平方メートルを基準とし、前年度における輸入数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第四一〇六・二二号、第四一〇七・一二号及び第四一〇七・一三・一〇号において「共通の限度数量」という。)以内のもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 一六%<br>一二%   |
| 四一〇六    | <p>その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>やぎのもの</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p> <p>一 染色色したもの(うち<br/>共通の限度数量以内のもの</p> <p>牛(水牛を含む)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)</p> <p>全形の革</p> <p>フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの</p>                                   | 一六%          |
| 四一〇七    | <p>その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>やぎのもの</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p> <p>一 染色色したもの(うち<br/>共通の限度数量以内のもの</p> <p>牛(水牛を含む)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)</p> <p>全形の革</p> <p>フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの</p>                                   | 一六%          |
| 四一〇七・一九 | <p>その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)</p> <p>やぎのもの</p> <p>乾燥状態(クラスト)のもの</p> <p>一 染色色したもの(うち<br/>共通の限度数量以内のもの</p> <p>牛(水牛を含む)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)</p> <p>全形の革</p> <p>フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>グレーンスプリット</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>染色色したもの(牛革(表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>(二) その他のもののうち<br/>共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 染色色し又は模様付けしたもの(うち<br/>共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの</p>                                   | 一六%          |

[illegible]



く。のうち  
共通の限度数量以内のもの 二四%

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の一 削除

別表第一の三及び第一の三の二中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

別表第一の五 削除

別表第一の六及び第一の八中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

別表第二第一九〇五・九〇号中

- (一) 砂糖を加えたもの
- D その他のもの
- (二) その他のもの
- D その他のもの

別表第二第二二〇六・〇〇号中

(a) 麦芽を原料の一部とし

たもので発泡性を有するもの

無税

を削る。

別表第二第二二〇八・五〇号及び第二二〇八・六〇号を削る。

別表第四中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同表第一項中

「関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。)」を「関税率表」に改め、同項を同表第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 関税率法別表(以下この表において「関税率表」という。第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税暫定措置法第七条の六の次に二条を加える改正規定(第七条の七を加える部分に限る。この法律の公布の日

二 第二条中関税暫定措置法第七条の三第一項の改正規定(条約に規定する税率を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一

般協定のマラケシュ議定書に附属する議許表の第三十八表の日本国の議許表に定める税率(第七条の八及び第八条の二において「協定税率」という。))に改める部分に限る。)、同法第七条の六の次に二条を加える改正規定(第七条の八を加える部分に限る。及び同法第八条の二第一項第二号の改正規定 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税暫定措置法(以下この条において「新暫定法」という。)

第七条の七第三項又は第十二項の調査(以下この項及び次項において「新暫定法調査」という。)

の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された関税率法第九条第六項の調査(以下この項において「定率法調査」という。)

が継続している場合であつて、当該定率法調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第十二条一の規定に基づき中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。))が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書(次項において「加入議定書」という。)

第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該定率法調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

2 新暫定法調査の対象となる貨物について前条第一号に定める日前に開始された加入議定書第十六節2、3又は8の規定に係る調査(以下この項において「施行前調査」という。)

が継続している場合であつて、当該施行前調査の全部又は一部が新暫定法調査と実質的に重複すると認められるときは、加入議定書第十六節の規定に反しない限りにおいて、当該施行前調査の全部又は一部について、新暫定法調査として行ったものとみなすことができる。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法(以下この条において「旧暫定法」という。)

第七条第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

4 新暫定法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の規定により軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一第二二〇八・六〇号に掲げる物品

二 旧暫定法別表第一第二二一〇・一一号の一の(一)のCの(2)に掲げる物品

6 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認は、新暫定法第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

7 この法律の施行前に旧暫定法第十条の四第一項の規定により関税の免除を受けた物品については、同条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項又は第五項の規定により従前の例によることとされる関税の軽減又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正)  
第四条 輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。  
(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付)  
第十四条 輸入品に課税された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付される関税額に係る消費税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を還付する。

一 関税率法第七条第三十項(相殺関税の還付)  
二 関税率法第八条第十一項又は第三十三項(不当廉売関税の還付)

三 関税定率法第九条第九項(暫定緊急関税の還付)

四 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十八号)第七条の七第六項(中華人民共和国の特定の貨物に係る暫定緊急関税の還付)

2 前項(第二号(関税定率法第八条第十一項に係る部分に限る。)、第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用しない。

3 第一項(第一号及び第二号(関税定率法第八条第三十三項に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定による還付金について還付加算金(国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、関税定率法第七条第二十九項又は第八条第三十二項の規定による還付の請求があつた日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当(国税通則法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。以下この項において同じ。)をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十四条の規定は、この法律の施行前に関税定率法第七条第三十項(相殺関税の還付)、第八条第十一項若しくは第三十三項(不当廉売関税の還付)又は第九条第九項(暫定緊急関税の還付)の規定による関税額の還付があつた場合についても適用する。





平成十四年三月二十九日印刷

平成十四年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E